

# 柏市議会令和7年第4回定例会会議録（第7日）

○

令和7年12月15日（月）午前9時50分開議

## 議事日程第7号

- 日程第1 質疑並びに一般質問
- 日程第2 議案（第21号～第26号）
- 日程第3 請願
- 日程第4 休会に関する件

## 本日の会議に付した事件

### 議事日程に同じ

## 出席議員（35名）

1番	矢澤	英雄	君	2番	田口	康博	君
3番	福元	愛君		4番	若狭	朋広	君
5番	内田	博紀	君	6番	永山	智仁	君
7番	上橋	しほと	君	8番	北村	和之	君
9番	小川	百合子	君	10番	村越	誠	君
11番	渡邊	晋宏	君	12番	桜田	慎太郎	君
13番	平野	光一	君	14番	武藤	美津江	君
15番	佐藤	浩君		16番	林	紗絵子	君
17番	鈴木	清丞	君	18番	渡辺	裕二	君
19番	伊藤	誠君		20番	小松	幸子	君
21番	塚本	竜太郎	君	22番	阿比留	義顯	君
23番	円谷	憲人	君	24番	後藤	浩一郎	君
25番	末永	康文	君	26番	渡部	和子	君
27番	山田	一	君	28番	松本	寛道	君
29番	岡田	智佳	君	30番	中島	俊	君
31番	林	伸司	君	33番	田中	晋	君
34番	助川	忠弘	君	35番	古川	隆史	君
36番	坂巻	重男	君				

## 欠席議員（1名）

- 32番 橋口幸生君

## 説明のため議場へ出席した者

### 〔市長部局〕

市長 太田和美君 副市長 染谷康則君

副 市 長	山 田 大 輔 君	上 管 下 水 道 事 業 者	飯 田 晃 一 君
危機管理部長	熊 井 輝 夫 君	總 務 部 長	鈴 木 実 君
企 画 部 長	小 島 利 夫 君	財 政 部 長	中 山 浩 二 君
広 報 部 長	稻 荷 田 修 一 君	広 報 部 理 事	宮 本 等 君
市 民 生 活 部 長	永 塚 洋 一 君	健 康 医 療 部 長	高 橋 裕 之 君
健 康 医 療 部 理 事	吉 田 みどり 君	健 康 医 療 部 理 事	小 倉 孝 之 君
福 祉 部 長	矢 部 裕 美 子 君	こ ど も 部 長	依 田 森 一 君
環 境 部 長	後 藤 義 明 君	経 済 産 業 部 長	込 山 浩 良 君
都 市 部 長	坂 齊 豊 君	都 市 部 理 事	沢 吉 行 君
土 木 部 長	内 田 勝 範 君	消 防 局 長	本 田 鉄 二 君
会 計 管 理 者	荒 卷 幸 男 君	上 下 水 道 局 理 事	小 川 靖 史 君
〔教育委員会〕			
教 育 長	田 牧 徹 君	教 育 総 務 部 長	中 村 泰 幸 君
生 涯 学 習 部 長	宮 本 さなえ 君	学 校 教 育 部 長	平 野 秀 樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事 務 局 長	関 野 昌 幸 君		
〔農業委員会〕			
事 務 局 長	石 原 祐 一 郎 君		
〔監査委員〕			
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 明 君	事 務 局 長	田 口 大 君

---

職務のため議場へ出席した者

事 務 局 長	高 村 光 君	議 事 課 長	木 村 利 美 君
議 事 課 主 幹	藤 井 淳 君	議 事 課 副 主 幹	坂 田 智 文 君
議 事 課 主 査	松 沢 宏 治 君	議 事 課 主 任	野 方 彩 加 君
議 事 課 主 任	篠 原 那 波 君	議 事 課 主 事	小 川 熙 君
議 事 課 主 事	長瀬 めぐみ 君		

---

午前 9時50分開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入るに先立ち、報告をいたします。

監査委員から監査の結果に関する報告について及び例月現金出納検査の結果報告について報告されました。会議システム内のデータにより御了承願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第20号についての質疑並びに一般質問を行

います。

発言者、中島俊さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔30番 中島 俊君登壇〕

○30番（中島 俊君） 公明党の中島俊です。最近日本全国で地震が頻発しています。いま一度警戒心を忘れず、いざというときの備え、対応、対策、怠りのないよう市へお願いを申し上げます。師走の忙しい時期ですが、我々市民も同様警戒心怠りのないよう努めていかなければなりません。質問の一部を割愛、そして順番を入れ替えて質問いたします。物価高騰対策及び議案第1号、行政組織条例の改正について併せて伺います。物価高騰対策、過去の実施例、またその教訓を生かした活用、今回どのように反映できるか、伺います。来年度に向けた組織改編につきまして、アセットマネジメント課の新設についてどのような役割を目指すのか。前段の多くの議員から特に総合管理計画業務に対する指摘、確認がありました。アセットマネジメント課の重要な役割について伺います。柏駅周辺まちづくり、東口再整備。北口の改札設置に向けまして実施された流動調査の内容、今年度取りまとめの方向性と次年度以降の調査内容、今後展開されるJRとの協議の方向性について伺います。市長選挙は最後といたします。

入札について、議案第7号、請負契約の締結の一部変更について併せて伺います。財政部長に2点伺います。今年度不調の推移を伺います。設計額の積算から契約までの時期、あまりにも時間が経過し過ぎている。現在は特に実勢価格の設計額の違いがこの不調の要因を生んでいるのではないか。この対応策について伺います。上下水道事業管理者、割愛いたします。環境部長には、今回の議案は契約スタート時に遡ってインフレスライド請求されています。先ほど財政部長に尋ねた設計額の積算時から契約までのタイムラグ、同様の課題です。増額分を当初積算時からの価格反映できなかったのか。契約時点まで遡ってスライド条項を適用する必要性について伺います。

H P Vワクチン、駅前送迎保育ステーション、割愛いたします。

書画カメラへの切替えをお願いいたします。これです。これは、最終処分場から搬出するとき、搬出作業中のものの写真撮影です。ありがとうございます。続いて切替えお願いします。そして、これ、搬入先は、大堀川レクリエーション公園道路接道工事箇所です。土木部長、追加工事の進捗状況について伺います。書画カメラ切替えをお願いします。これです。御覧のとおり産廃です。市の管理地でもあるこの場所を土地所有者に断りもなく積まれ続けています。土木部長、環境部長、それぞれ伺います。これは合法か違法か。ありがとうございました。

市民文化会館、割愛します。

自転車事故対策。来年4月から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に対して青切符が導入され、違反行為に対する罰則が強化をされます。自転車利用者は、改正内容をしっかりと把握して安全な運転を心がけることが重要ですが、学校現場の取組について伺います。

議案第12号、割愛します。

最後に、改めて、市長、2期目の当選、そして就任おめでとうございます。いま一度施政方針を確認させていただきます。今回の市長選挙に当たりまして、市民の皆様からの御支持と多大な御支援をいただき、第7代市長として市政を担わせていただくことになりました。大変光栄であると同時にその重責に身の引き締まる思いです。市民の皆様の御期待に応えるため、市民生活を支え、住みやすいまち柏となるようリーダーシップを發揮し、43万人の皆様の未来に責任を持ち、希望に満ちた柏の未来を築いていくため、これから4年間全力で市長の責務を果

たし、皆様にお約束した政策の実現に向けて市政運営に取り組んでまいる所存でございます。これは、令和3年第4回定例会、市長が初めて当選されたときの施政方針です。2期目、今期も初心を忘れない市長のリーダーシップに期待し、質問ではなく、要望を申し上げ、第1問といたします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、山田副市長。

〔副市長 山田大輔君登壇〕

○副市長（山田大輔君） 私からは、柏駅周辺まちづくりに関する御質問についてお答えいたします。柏駅北口改札の設置に向けては、これまでJR東日本と建設的な協議を重ねてきた結果、本年8月にJR柏駅東口周辺まちづくりに伴う調査の実施に関する協定を締結し、具体的な調査に着手したところです。協定に基づき10月にはJR東日本と市が共同で、JR柏駅の改札内とコンコースにおいてカメラや調査員により乗降客の通行動線や通行量について計測を実施いたしました。今年度は、この調査結果に加え、駅周辺での開発動向を含めた将来需要の想定について検討してまいります。次年度以降の取組につきましては、令和8年度、令和9年度の2か年で施設規模、プランの検討、支障物調査や概算工事費などの算出を行うため、JR東日本とは改札設置の実現に向けて協議を継続してまいります。柏駅に新たな改札口が設置されることにより、柏駅東口未来ビジョンにも掲げた駅を起点に人の流れが周辺へと波及する広がりある高い回遊性を有する駅前空間が実現することから、引き続きJR東日本との連携を強化し、駅とまちが一体となった魅力ある都市空間の構築に向けて取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） 私からは、物価高対策と行政組織条例見直しに関する御質問についてお答えいたします。初めに、物価高対策についてです。これまで本市では、水道料金の基本料金の減免や学校給食費の一部助成、住民税非課税世帯へのおこめ券の配付など、物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆様に向けた支援策を講じてまいりました。こうした取組を進める中で、支援を的確に行き渡らせるためには対象者の把握や給付の方法、事務手続など、実施手法そのものを丁寧に設計することが重要であると認識しております。一方でおこめ券の配付事業につきましては、追加配分された約1億1,000万円という限られた財源の下、市民や事業者へ幅広く支援することが困難であったことから、物価高騰の影響をより強く受けている方に確実に支援を届けることが効果的であると捉え、住民税非課税世帯を対象とした事業として選定したものです。そこで、市ではこれまでに実施してまいりました経験を踏まえ、今後想定される国の追加的な支援などにしっかりと生かしてまいりたいと考えております。具体には組織横断的な情報の共有や職員の柔軟な配置、事務費の軽減、市民への周知などに取り組んでまいります。なお、国におきましては、令和7年12月11日に重点支援地方交付金を含む補正予算が衆議院で可決されたところですが、現時点においては自治体ごとの交付額が示されておらず、具体的な事業の選定を行える段階に至っていない状況です。市といたしましては、市民や事業者の実情を重く受け止めておりますので、引き続き国の動向を注視しつつ、適切な支援を行えるよう検討を進めてまいります。続きまして、行政組織条例の見直しに関する御質問についてお答えいたします。今回の組織改編は、持続可能な行政運営の確立と変化の大きい社会課題への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制を構築し、将来にわたり行政サービスを提供する基盤

整備として位置づけております。議員御質問の企画部内にアセットマネジメント課を新設することに伴い、公共施設等総合管理計画の業務を所管することについてですが、今後公共施設の老朽化が一斉に進み、更新需要が集中することが見込まれる中、限られた財源の下で必要な行政サービスを維持していくためには、個々の施設ごとに対応するのではなく、資産全体を見渡した総合的な視点を持ち、限られた資産、データなどを効果的に活用するための体制が必要になることから、公共施設等総合管理計画の確実な推進と行政改革の機能を一体的に担うことを中心としたものです。このことから、アセットマネジメント課の新設により資産マネジメントの実効性を高め、第六次総合計画を着実に推進するため、持続可能な行政運営の実現に向けて取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 財政部長。

〔財政部長 中山浩二君登壇〕

○財政部長（中山浩二君） 私からは、入札不調についてお答えいたします。まず、市長部局における今年度の不調の推移ですが、令和7年12月1日現在で申し上げますと、工事の制限付一般競争入札145件のうち不調件数は24件であり、10月以降不調の割合が増加している状況です。また、具体的な不調の内容は、応札者がなかった案件が10件、応札者全てが最低制限価格を下回った案件が7件、応札者全てが予定価格を超過した案件が4件、予定価格超過と最低制限価格未満のいずれの応札者もあった案件が3件となっております。次に、設計額の積算時期と契約の時期が離れていることにより、実勢に即した設計額の積算ができていないことが不調の要因ではないかとの御質問についてでございます。公共工事の工事費の積算においては、当該工事の規模や内容に応じ、実施に必要な労働力や資材、施工の数量を正確に想定した上で、それに単価を組み合わせて設計額を算定しており、受注者側も同様の算定を行っております。また、積算に当たっては、最新の資材単価や労務単価を使用し、国土交通省が定める公共工事積算基準に基づき算出しており、市場の取引価格を反映した適正な金額の積算ができるものと捉えております。なお、残工期が2か月以上ある工事につきましては、賃金水準や物価水準の変動により契約金額が不適当となった場合は、契約書約款第26条、いわゆるスライド条項に基づき請負代金額の変更協議を適切に行っております。また、受注者にはスライド条項の内容を周知しており、必要に応じた協議を求めていただいているとの認識でございます。なお、今年度の工事の入札の145件のうち、入札者の全てが予定価格を超過したことによる不調は4件のみでございました。このことを踏まえると、市が積算する設計額が実勢に照らし不足した額であるとは捉えておりません。しかしながら、入札不調は事業の遅延につながるおそれがあり、極力発生しないことが望ましいため、市といたしましては今後も適正な積算を行うとともに、不調の削減に向けて引き続き取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関することについてお答えいたします。廃棄物の取扱いに関する道路改良工事での経緯ですが、逆井小学校の南側での市道80331号線道路改良工事第2工区において、掘削箇所よりコンクリート殻やプラスチック製のトタンなどの廃棄物が混じった土砂の出土が確認されました。振り分け等により廃棄物と土砂に分別する必要が生じ、施工業者と協議しながら現場付近の仮置場で分別していましたが、仮置場が手狭となり、工事の継続が困難となったため、柏市第二最終処分場へ廃棄

物混じり土を運搬、仮置きするよう施工業者に指示しました。この廃棄物混じり土を運搬、仮置きする際に必要な飛散防止や保管場所の表示に不備があり、口頭注意を受け、是正措置を行いました。その後、柏第二最終処分場に仮置きした土砂については、大型の振動ふるい分け機によりに2次分別を行い、土砂と廃棄物に分別しました。振り分けした廃棄物については、混合廃棄物として処分場へ持ち込み、適正に処分しました。土砂については、先ほど議員から御指摘ありましたように公共工事、大堀川防災レクレーションアクセス道路整備の盛土材料として利用できるため運搬を行っているところです。今後工期延長を検討し、変更契約に向けて適正な手続を進めてまいります。次に、御指摘のあった廃棄物混じり土については、当該用地は泉にある公園用地に道路工事等に利用するため建設発生土を仮置きしていたもので、碎石など産廃として扱うべきものが混じっており、管理が不十分でした。申し訳ございません。今後廃棄物は分別して適正に処分してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、産業廃棄物の処理についてと議案第7号の物価スライドに関する御質問についてお答えいたします。初めに、産業廃棄物処理についてお答えいたします。議員に御指摘いただいたこの現場に堆積されているものは、がら混じりの土砂でありますので、産業廃棄物法で定める産業廃棄物に該当いたします。産業廃棄物を自ら運搬、保管等を行う場合は、保管場所の周囲に囲いが設けられていること、産業廃棄物の保管場所であることを示す掲示板を設置すること、保管場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散のないよう措置を講ずることなど遵守すべき基準が定められております。御指摘いただいたこの場所にはそれら措置が講じられていないことから、環境部としましては担当部署に対し必要な措置を行うよう求めました。

続いて、議案第7号、清掃工場基幹的設備改良工事の請負契約締結の一部変更に関する物価スライドについてお答えをいたします。本議案は、北部クリーンセンター長寿命化工事について、契約後の賃金スライド及び物価水準の変動に伴うインフレスライド制度に基づき契約金額を変更するものです。具体的には、令和5年10月25日から令和9年3月31日までの約3年半の契約期間のうち、契約日を起算日とし、令和7年5月30日の基準日までの19か月間における日銀企業物価指数や労務単価の上昇を踏まえ、未施工部分に関わる増額分、インフレスライド額を算出しております。御指摘の予定価格に当初から増額分を反映できなかつたのかについてでございますが、予定価格は発注時点得られる最新の価格を基に積算するものであり、将来の賃金水準や物価水準の急激な変動を事前に見込んで反映することは困難でございます。そのため、国のインフレスライド運用マニュアルにおいても契約日をインフレスライド額算定の起算日としており、発注時には予見できなかつた賃金や物価の急激な変動については、契約当初に遡って変動分を補正する仕組みとなっております。また、インフレスライドは、残工事が2か月以上ある場合には適用できる制度であり、今後もさらなる物価、賃金変動が続く場合には事業者から再度請求することは可能です。これにより、請負代金の急激な変動リスクに対応する仕組みが確保されております。今後も適正な契約履行と円滑な事業推進に向けて、適切に対応してまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、自転車事故対策に関する青切符導入を見据えた学校現場の取組についてお答えいたします。現在本市では、幼児から高齢者まであらゆる世代の方を対象とした交通安全教室を行い、自転車の交通ルールやマナー、安全な走行方法などについて講習等を実施しているところでございます。特に中学生においては、自転車通学のほか日常的に自転車の乗車機会が増えることから、自転車事故の危険性を理解するための交通安全教育、いわゆるスケアードストレートにより交通安全意識の向上を図っております。また、令和8年4月からは、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度、青切符の対象となることから、道路交通法の改正に伴う正しい交通マナーの理解を得られるよう国や県からの通知等を市立高校並びに市立中学校を通して生徒に周知をしております。市教育委員会といたしましては、児童生徒、保護者及び学校関係者に対して令和8年4月の道路交通法改正の重要性に関する継続的な啓発に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、中島俊さん。

○30番（中島 俊君） 市道80331号の道路改良工事の追加の件で土木部長にお尋ねいたします。追加額合計お幾らでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。現在ふるい分け作業が終わりになって、その金額については精査中で、契約変更前ですが、すみません、約3,000万程度と、概算ですけども、そういう見込みであります。以上です。

○30番（中島 俊君） まだ概算ですから、明確な数字はこれからしっかり示していただきたいと思うんですが、ただ気になるのが1点ありますて、先ほど私画像でお見せいたしましたああいう形で最終処分場から、そして大堀川に今運んでいるところ、そして終わったところですね。搬出、搬入が終わったところだと思います。土砂の運搬費が今想定しますと例えば置場から第二最終処分場までの土砂の運搬が出来高で1,871立米出ているにもかかわらず、土木部で出している数値が1,070立米なんですよ。これで801立米マイナスになっている。これはどうしてですか。

○土木部長（内田勝範君） 現在担当部署のほうで受注者とそういった運搬量であったり、処分量であったり、その数量を調整している段階と聞いております。以上です。

○30番（中島 俊君） 今のは一例です。土砂運搬費に総体、置場から混合廃棄物の処理場までの立米数と、そして第二の最終処分場、さっき2番目に見せた写真ですが、第二最終処分場から大堀川までの土砂運搬、そして第二処分場から混合廃棄物を処理場まで運んだ運搬立米数、これ合計すると981立米も引かれているんですよ。さっき部長が言われていた最初の御回答については、まだ概算だからというふうには思えますが、一番肝である大事なこの土砂運搬費が約1,000立米近くまで削減されているというのは、それはどうにも理解できないやり方だと思います。土木部長、どうでしょう。

○土木部長（内田勝範君） お答えします。運搬数量は今回の工事に当たっては、議員御指摘のとおり、分別して別の場所にという形で変更になっておりますので、そういった運搬料については担当課のほうで受注者と調整しながら、契約変更に向けて手続をしたいと思っております。以上です。

○30番（中島 俊君） 細かいこともう言いません。拾い上げたら結構削減しているんですよ。笑っちゃいけないんだけど。何でこんなに削減するのかなって思わせるぐらいに削減していますから、ちょっと部長御自身の目でしっかり確かめたほうがいいですね。私これ以上部長と話

ししても、多分担当でないから分かんないことがあるのかもしれない。でも、出来高数量表を見れば一目瞭然なんで、しっかりと後で把握していただきたいと思います。前議会に田中の増築工事を例として、確認をさせていただきました。当時、当時といいますか前議会、教育総務部長は、施工業者と協議の上、工期の延長、仕分の作業費、処分の費用増額分、費用もろもろ、これは市が負担しますと述べられていました。今の話からいいますと、土木部の裁量で一番大事である、一番肝である土砂運搬、これを1,000立米近く一方的に削減してはなりません。しっかりと御自身の部だけの見解でなく、例えば上司に確認するとか、そういったことをして、的確な数値を示していただきたいと思います。請負業者には甚だ申し訳ないんですけども、この追加工事というのは土木部のミスによって発生した余計な追加金額なんですよ。このような事態がもたらす金額を明確に、明らかに今検証することが土木部を含め役所として大事なことなんじゃないかと私は思います。同じ過ちを繰り返していただきたくないで、繰り返さないために、出したくないけど、しっかりと示していただきたい。それは、これから次に失敗しないために、私はそういう思いで言っていますから、何もあげつらったりとか、何かへましたことをどうこう答えに窮している姿を何か見ていることをせせら笑ったりとか、そんなことをするつもりでやっていませんから、ぜひ同じ過ちを繰り返さないために包み隠さず出していただきたい、オープンにしていただきたい、このように思います。話は変わります。土木部長、先ほどの市の管理地一部に土地所有者の断りもしないで黙って長い期間積まれ続けてきたこの産廃、それに対する今後の対策、もう一度お聞かせください。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。先ほど御指摘のあった泉にある用地に産廃が含まれていたことにつきましては、大変申し訳なく思います。環境部からの御指摘も受けて、適正に処分、仮置きをする間の表示であったり、飛散防止等々、それと適正に分別して処分していくという形で進めてまいりたいと思います。以上です。

○30番（中島俊君） 山田副市長にお尋ねいたします。この事態をどのように考えるかについて2点伺います。前回副市長は、先ほどの最初に土木部長が答えた質問に対する答弁で、現状是正されていることであったり、違法行為の続いた場合には勧告、そして告発と重くなってくることもあるかと思います。現状は是正されているということで、今回は口頭注意、文書での指導ということにさせていただいているところです。これ質問です。再発防止につきまして各所に今回の事案について周知徹底をして、私のほうから部長等も通じながらきちんと周知徹底努めてまいりたいと思っている。今回周知徹底どのようにされたんでしょうか。

○副市長（山田大輔君） まず、前定例会の御指摘踏まえ、再発防止に努めてきましたけども、新たな事案が生じてしまったこと非常に残念に思っていますし、私の指導が行き届かなかったことも大いに反省しております。対策といたしましては、まず全庁掲示板で産業廃棄物の事業外保管であったりとか、適切な運搬確認について注意を促したところでございますし、11月17日については庁内研修会を開催いたしまして、そういった指導をしてきたところでございます。また、今後建設業界との意見交換会等も予定をしておりまして、現在調整しております。以上でございます。

○30番（中島俊君） 質問の2点目、先ほど答弁をお伝えしました。違法行為が続いた場合の勧告、告発、重くなってくるだろう、当時このようにおっしゃっていましたが、今回を踏まえてどのようにお考えか、お教えください。

○副市長（山田大輔君） まずは、改めて意識を改善して、問題がある現場については是正措

置をすぐに取っていくということが必要かなと思っておりますし、法令遵守の徹底を図って再発防止に努めていくことは必ずやらなければいけないかなと思っています。その指導の在り方とか人事処分につきましては、まず事情、現場の事情であったりとか、そういうものを確認して、類似事案であったりとか府内基準と照らし合わせながら、総務部とも相談しながら決めてまいりたいと思っております。

○30番（中島俊君） 山田副市長は、年も若く、副市長就任からまだ若干半年、柏市を客観的に、そしてフェアに見ることができると私は期待しておりますので、前回の答弁書の中でもう一つ御指摘したいところがあります。発注者と施工者の協議が不十分な面もあったことから、こういった両者の協議を適切に進められなかつた背景があったのではないか。協議不十分であったというのも否めないのではないか、このような御回答も前回いただいたところです。私は、認識が間違っているので、あえてお伝えさせていただきます。発注者である柏市は、施工者の協議、アドバイスを聞かない。今までも応じたことがほとんどない。発注者の都合のよい方法で押しつける。施工者の技術的なアドバイスに耳を貸さない。発注者と請負者とは対等な立場にもかかわらずに、どういうことか、許認可権限を持つプライドがそうさせるんでしょうか。業者とは市に言われたことだけをやっていればいい、そういう態度がよく見受けられます。傲慢、尊大、おごり、不遜、これは全て他人、業者を見下すという意味です。官僚主義にお詳しい副市長、組織改善は可能でしょうか。

○副市長（山田大輔君） 今御指摘いただいたおごり高いとか傲慢とか、そういう意識というのは改めなければいけないかなと思っておりますし、御指摘いただいた内容につきましては改善を図つていけるよう私も指導をちゃんとしていきたいなと思っております。

○30番（中島俊君） 今後もこの議場で私は諸課題、諸問題提起し続けてまいりますので、それは柏市のために、さっきも申し上げましたけど、一定の部署やら一定の業務やっているところに対するそういうあげつらったりとかという意味じゃなく、私は柏市のために、変わつていただきたい柏のために今後も市の発展のために問題、課題提起してまいりますので、よろしく。先ほど副市長おっしゃった課題の抽出と、そしてこれから改善に向けて期待して見ております。

心安らがないうちの立て続けて、山田副市長、次の質問よろしいでしょうか。移ります。まちづくりにつきまして、副市長にお尋ねいたします。柏丸井が7月の末に閉店となりました。閉店前と閉店後における歩行者量どのように変化しているか、お分かりでしたらお答えください。

○副市長（山田大輔君） ちょっと手元に歩行者量のデータがないので、何とも言えませんが、肌感で感じると少し減っているんじゃないかなと。私柏駅周辺に平日おりますので、肌感で感じる部分には少し減っているんじゃないかなと思っております。以上でございます。

○30番（中島俊君） 都市部長がお答えできそうな顔しているから、都市部長、お願いします。

○都市部長（坂齊豊君） お答えさせていただきます。丸井が閉店いたしまして、柏駅の東口から丸井に行く通路部分でございますけれども、平日でいうと大体5,000人前後ぐらい減っているような状況でございます。もともと1万7,000人ぐらいいたものを1万2,000人程度という、それぐらいの感覚だと思っております。以上でございます。

○30番（中島俊君） やっぱり減りますよね。都市部長のほうがよろしいかと思って、じゃ

都市部長にその続きまた伺います。歩行者が減っている状況を伺いましたけど、例えば1問目で伺いました北口の改札設置に与える影響私はあると思うんですが、この状況につきましてはどのようにお考えでしょう。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。先ほど丸井の目の前はやっぱり減っているということで御答弁させていただきましたけれども、町全体として減っているわけではございませんし、今後新たな再整備ということで、やはり人にぎわいというのはこれからどんどん増えていくように市としても取り組まなきやいけないかと思っております。そういう点で北口というのは、やはり整備を実現しなきやいけないものだというふうに考えております。以上でございます。

○30番（中島 俊君） 困難に負けずしっかりと前進を私は期待しますし、またそれをしっかりと応援させていただきますから、よろしくお願ひします。

学校教育部長、先ほどお答えいただきましたが、自転車対策につきまして、私は特に高校生、やっぱり高校生、16歳以上の青切符、ここに今以上に特化していかなきやいけないというふうに思いますし、また聞き取りのときに伺ったんですが、そのデモンストレーションの実務は市立柏ではできない、このようにも聞いております。やはり一番対象である高校生に対する安全策を徹底していくこと、ここ大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。確かに当事者となり得る高校生に対する啓発等は重要だと認識しておりますが、併せてその年代を迎える前にどういったような指導ができるかというところも重要と考えておりますので、現在行っている取組をさらに強化して、中学生段階から意識を高められるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○30番（中島 俊君） よろしくお願ひします。あと、もう一つ気になるのが生徒の皆さんのが加入されていると思われますが、保険、保険がよくあるのは、車もそうですけど、知らない間に切れていたというケースが結構あるんですよ。生徒の皆さんも保険失効、このタイミングを見計らっての注意を促す、そういう啓発もしくは対応、こういったことをどのようにできましょう。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。中学生に関しましては、自転車通学を認める際の条件の一つにしているところが非常に多いですし、任意だとしても中学校で自転車通学を認めているところは全てこの保険加入というのはできている状態でございます。ただ、失効ということに関しましては、またさらにちょっと研究といいますか、行うようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

○30番（中島 俊君） 研究よろしくお願ひします。一応リミットがあるんで、来年の4月から施行というリミットがありますんで、よろしくお願ひします。

最後、市長にお尋ねいたします。物価高騰対策。物価高騰対策は、政府は電気、ガス代減免しました。18歳までの子育て応援手当1人2万円の支給決めました。そして、今回各地方自治体へは重点支援地方交付金の活用を促しております。さっき1問目で部長からもお話しいただきましたけども、私は市長にやれることは全てやっていただきたい。過去行ったことも含めて、これでもか、これでもかというぐらいにやれることはぜひ行っていただきたい。例えば前回、前回というか、過去やった上下水道代の減免はもとより、これは即効性がある。そして、経費もかからない。そういう観点からも、ぜひやれることは全部やってもらいたいという私の思い酌み取っていただいたところで、市長、どうでしょう。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。物価高騰対策については、本当に日々市民の皆さんのが大変厳しい現状であるということは十分認識しております。過去に市といたしましても、令和5年、6年、7年と本当に様々な対策事業を行ってきたものだというふうに思います。今回の国から、ずっと重点交付金減らされてきたんですけれども、また今回ちょっと大きく交付金が下りてくるということもございますけれども、過去全部翻ってきたものを事業費を全部やるというと多分足らないかなという肌感覚はあるんですけども、でも可能な限り市民の皆さんのが今の窮する現状に応えられるような支援策を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。特にやはり議会の中でも皆様からいただいている御意見すけども、事業費の節減もしていかなければいけないというふうに思っておりますので、水道料金というのはそういった事務費の負担が少ない、そして即効性があるということのメリットもありますけれども、ただ一方で1世帯当たりというふうになってしまいますので、市民1人当たりに換算するとなかなかそういったところでもまた不公平感が出てきてしまったりとか、それぞれの事業を今一つ一つ改めて検証し直しているんですけども、やはり全てメリット、デメリットがあるというのが現状でございまして、それらを全部精査した上で、最適解を見つけて上で交付金の使い道というものを決めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○30番（中島俊君） 例えば上下水道、額もそんなに市民の皆さんのが受け取った反応、感としては薄かったりするかもしれない。だけども、私たちが進めようと思っているのは、進めたいと思っているのは可処分所得を増やすんですよ、目的は。どんどん自由に使える手取り収入を増やしていくことがこれが目的で、例えばさっき申し上げた電気とガス代ですか、またガソリンですか、今回可能性のある上下水道代ですか、こういったものを合算させて、今まで固定的に払わなきゃいけなかったお金が少しでも目減りしていく感を市民の皆さんに感じていただくこと、可処分所得を増やしていくこと、これが目的だと思うんですよ。そうすることによって、多少なりとも今月は外食できなかったけど、よし、外食に行ってみようとか、そういう発想を抱かせてあげれるような役割をぜひ私は行政が発信していただきたい、こういう思いが目的なんですね。だから、やれるもの何でもやってくださいという鼻息の荒さというのは、実はその目的をぜひお願いしたいという思いからの話です。過去の事例を1つ御紹介させていただきますと、今回は20億クラスというか、それぐらいの、今までにないぐらいに支出しようと。しっかりと地方自治体やっていただきたい、このような意気込みの政府ですけども、令和4年の8月から9月まで、過去キャッシュレス決済ポイント還元事業を柏市は行いました。市長のときです、太田市長の発案で。これは、1回の利用1,000ポイント、そして20%の還元、そしてこのとき事業費用10.3億円、ですからこの事業を踏まえ、そしてこれを超えるそういうサービス拡充、ぜひ市長お願いしたい。もっと言ったら、例えば実施期間を長く、そして付与ポイント高く、こういうことをよりこの当時よりも向上させていく一つの方策として、ぜひ県と連携していただきたい。県に働きかけていただくこと、市長、どうお考えでしょう。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。県もどのような支援をするのか大変注視しているところでございます。県との連携によって相乗効果が得られるようなものというのも一つの方策として考えていかなければいけないかなというふうには思っているところでございます。また、キャッシュレスのポイント還元事業に関しましては、令和3年度、4年度と実施してまいりましたけれども、もしそれを実施するとしてもやはり議会の皆さんには御理解い

ただかなければいけないんですけど、そこもやはり事務費がかかるということ、またあえてちょっととデメリットの部分だけ申し上げますと、市外の方も利用できてしまうというようなこともございます。しかし、それを上回るような非常に高い経済効果があったということも事実でございますので、今どのような形で実施していくのが一番最善なのかということをそれらメリット、デメリットを含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○30番（中島俊君） 今市長おっしゃったように事業者と生活者、両方の活用が必要とされていますし、そして私たちも政党ですから、しっかりと県に働きかけられる、市長を支えていける、そういう力になればと思いますし、ぜひやっぱり今までにない支援を充当した市民への還元サービスの実施果たしていただきたいし、果たしていきたいな、果たしていくぞという思いを私も込めて市長に御期待申し上げて、以上で質問を終わりにします。

○議長（坂巻重男君） 以上で中島俊さんの質疑並びに一般質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

○

午前10時54分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、内田博紀さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔5番 内田博紀君登壇〕

○5番（内田博紀君） おはようございます。みらい構想かしわの内田博紀でございます。通告に従い、質問をいたしますが、通告書の一部訂正をいたします。1番の（6）番でございますけれども、多職種連携の仕組みで、在宅医療を強化していただくことを求める質問の中の多職種の文字が他という字になっておりますが、これは多いという字に訂正をいたします。よろしくお願いをいたします。それでは、順次質問いたします。まず、市長の政治姿勢につきましては、市長選挙では主にどのような政策を訴えるつもりだったのでしょうか。市長選挙は無投票ということになって、市長は街頭等での演説をなされないまま1週間が経過しました。もし市長選挙が行われたとしたら、どのような政策を主に訴えたかったのでしょうか、お示しください。続きまして、その市長の選挙公約は、新年度予算にどう反映するのでしょうか、お示しをください。あわせて、新年度の予算編成方針を問います。お答えください。続きまして、今後市長はこの4年間、市民との対話はどのように進めるのでしょうか。市民との対話、直接対話は大変重要なことあります。市政の施策に反映できるものもたくさんございます。そうした市民の声を市政に反映するために市民との対話はどのように進めるのか、お尋ねをいたします。続きまして、市立病院の経営力強化に関する取組でございますが、市立病院は現地で建て替えることが決まりました。しかしながら、建て替え前から経営力強化の取組というものは必要です。市立病院の今後建て替え後も安定した運営、経営ができるようになるための経営力強化を今からスタートしていただきたいですが、具体にお示しをください。続きまして、在宅医療で多職種連携の仕組みを構築していただきたいです。在宅医療を構築していくための取組、本市は他市から大変高い評価を受けております。多職種連携で在宅医療の仕組みをどう構築できるのかについて、具体策があればお示しください。続きまして、災害発生時の医療を確保する

ための対策です。最近災害、地震や火災が多く発生しています。こういった際に医療というのが必須条件になってまいりますが、その医療を確保するためにどのような取組を行っていくのでしょうか、市の見解をお尋ねをいたします。続きまして、義務教育学校だけではなく、公立夜間中学も開設するべきだと考えます。今教育施策の議論は、小中一貫校、いわゆる義務教育学校の構想に力点が置かれています。しかしながら、様々な事情で義務教育を修了することができなかつた方や日本での義務教育を希望する外国籍の方など、公立夜間中学のニーズというのは高まっている一方です。多様な教育機会確保法が制定され、来年で10年が経過いたします。全国各地で進んでいる公立夜間中学校ですが、義務教育学校だけの議論にとどまることなく、こうした憲法26条で示す学習権の保障である公立夜間中学をしっかりと開設していくべきだと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。柏駅東口の再整備事業に向けた現況はどうなっているでしょうか。そういうの建て替えや地権者会合などの状況を踏まえ、前議会以降の状況をお示しください。柏駅西口につきましては、白紙撤回を準備組合のほうに働きかけていくべきだと考えております。毎度のお尋ねですが、準備組合から高島屋が抜け、物価、資材価格の高騰という現状にある中で、この事業というのは大変ハードルの高い、リスクの高い事業だと思います。白紙撤回を求める。準備組合に働きかけるべきではないでしょうか。とりわけタワーマンション構想であれば、なおのこと白紙撤回が必要です。お答えください。緑地保全についてです。緑地は、人々の心を和ますだけではなく、環境保全あるいは防災、災害対策などに寄与する大きな役割を果たしますが、今宅地造成の波にのまれ、緑地がだんだん減っていくという状況にあります。こうした状況から緑地を守るためにどのような方策が取れるでしょうか、見解と併せてお示しください。続きまして、脱原発の思いに変わりはないか、市長が2期目に就任した今改めてお尋ねいたします。4年前市長は、福島第一原発の爆発、そして柏市民が放射性被曝で苦しんだことに触れ、東海第二原発は再稼働しないことが望ましいとの見解をお示しいただいております。その後も原発に依存しない社会の実現が求められているということも御答弁されておりますけれども、市長は今でも脱原発、今期も脱原発という思いに変わりはないのか、お示しください。来年で東日本大震災に伴う福島第一原発の爆発から15年となるのにも合わせ、市長には改めてこの思いをお聞かせいただきたいと思います。続きまして、いつもですと3月議会にお尋ねしていることがあるんですが、第二次太田市政発足直後のことでもございます。あえてお尋ねをいたします。日本国憲法について3点お尋ねいたします。本市の平和都市宣言が反映されているとも思われる日本国憲法前文についてどのように評価をしておりますでしょうか、お示しください。憲法9条につきましては、戦後80年を迎えるに当たり、市長にはこの憲法9条に対してどのような認識をしているのか。平和憲法9条は守り抜いていただきたいという立場からお尋ねをいたします。続きまして、市長の憲法擁護義務、これら憲法9条、前文を含む市長の憲法擁護義務についてお尋ねをいたします。考え方をお示しください。

続きまして、障害者福祉についてお尋ねいたします。失語症者に対する意思疎通支援者派遣事業が今日から開始されると聞いております。この間議会でも求めてきたことですので、施策化については、政策の実現性については大変評価をし、感謝をしているところでございます。この失語症者に対する意思疎通支援者派遣事業についての説明を求める。失語症とは、脳卒中や脳外傷などで起きる言語障害の一つです。コミュニケーションがより充実していくための制度だと思います。制度の仕組みを簡単に、簡潔にお示しください。続きまして、ヘルパーの

利用です。移動支援や同行援護、行動援護などのヘルパーを社会運動に、つまり具体的に言うと障害者の権利を守る障害者解放闘争や平和運動、脱原発運動などに参加する際も、こうした社会運動に参加する際も障害者がヘルパーを利用できないとするのであれば、それは大問題であります。社会参加、余暇活動や社会参加の一つでもありますので、活用できるようにするべきだと思います。市の現状をお尋ねいたします。

続きまして、今度は市長選挙事務についてでございますけれども、今回の市長選挙は冒頭にも述べたとおり無投票という状況にございました。この無投票でという状況を知らず、期日前投票に出かけた方、当日投票に出かけた方がいらっしゃるということを聞いております。この無投票であるという周知が十分であれば、お出かけにならなくても済んだと思います。この無投票、市長選挙が無投票であるという周知は十分にできたのでしょうか、お答えください。以上で第1問を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） まず、私の政治姿勢に関する御質問についてお答えをいたします。初めに、市長選挙では主にどのような政策を訴えるつもりだったのかとの御質問についてお答えをいたします。今回の市長選挙は無投票での選挙となり、政策について広くお伝えする機会は限られておりましたが、施政方針においてお示しさせていただきましたように、本市が描く将来の姿である柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちの実現を一層推し進めるための施策に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、子供施策の充実として、いわゆる小1の壁の解消に向けた朝の児童預かりの検討や学校に行きづらさを感じる児童生徒を支える校内フリースクールの整備を進め、子供たちの安心できる居場所と多様な学びの機会を確保してまいります。また、中心市街地の活性化に向けて、柏駅東口再整備を着実に進めるほか、新しい知と交流の拠点となることを目指し、中央図書館の整備の検討を進めてまいります。これらの施策を通じ、誰もが安心して暮らし、新たな価値が生まれるまちを目指し、市政運営に全力で取り組んでまいります。次に、選挙公約の新年度予算への反映についてお答えをいたします。今回の市長選挙の際にお示しした政策につきましては、これまで取り組んできた政策に加え、新しい価値を創造する取組にも挑戦してまいりたい旨を施政方針でも触れさせていただきましたが、可能なものから順次施策や予算に反映してまいる考えです。こうした考え方の下、新年度予算につきましては、現在財政部において各部局からの予算要求を取りまとめ、政策の優先度や財政状況を踏まえながら精査を行っているところです。その後、私が最終的に予算への反映状況等を確認しながら取りまとめてまいります。次に、新年度予算編成方針に関する御質問についてお答えをいたします。令和8年度の財政見通しは、市税収入の増収が見込まれる一方で社会保障関係費の増加や物価高騰対策に伴う経費も見込まれており、中長期的には厳しい財政運営が続く状況にあります。こうした財政状況の下、新年度予算の編成に当たりましては、まず第六次総合計画に掲げた将来像の実現に向けた7つの重点テーマへの優先的な財源配分を行うことを基本といたしました。一方で持続可能な行財政運営を構築するため、安定的な財源の確保や歳出の適正化に努めるほか、デジタル技術の活用による業務の効率化や必要な施策の実施に当たっての市債、基金の適切な活用などを図ってまいります。加えて、物価高騰など社会経済情勢の変化を的確に捉え、国の経済対策、動向を注視しつつ、迅速かつ柔軟な対応に努めることで物価高が市民生活や地域経済に与える影響を最小限に抑えながら、施策を確実に実現

していきたいと考えております。今後も本市が目指す将来の姿、柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちの実現に向け、予算編成に取り組んでまいります。市民との対話についてお答えいたします。渡部議員への答弁でもお答えいたしましたとおり、市民の皆様の御意見を伺うことは市政の運営にとって大変重要であると考えております。地域の行事や会議等の場では、様々な分野の市民活動団体をはじめ、各種関係機関や職業団体、一般の市民の皆様とも交流があり、幅広く意見交換をさせていただいているところです。今後も機会を捉えて、様々な立場の皆様の声を伺いながら取り組んでまいります。次に、市立柏病院の経営強化に関する御質問についてお答えをいたします。現在の病院経営を取り巻く環境は、全国的に厳しい状況が続いておりますが、指定管理者において様々な経営改善の取組を進めております。まず、救急搬送の受入れ強化についてです。令和5年度以降、それまで注力していた新型コロナウイルス感染症対応から一般診療への転換を図る中で新たに救急外来専門医を配置したほか、受入れできなかつた患者の理由分析と対策を実施することで、令和6年度の救急搬送件数は約2,500件となり、今年度も昨年度と同程度の件数で推移しております。次に、地域連携の強化についてです。昨年度開催した地域医療連携の会では、近隣医療機関などに対して市立柏病院の取組を紹介し、その後も地域医療連携部門の職員や各診療科の医師が連携医療機関への訪問を継続しているなど、顔の見える関係の構築に努めております。この結果、令和6年度の紹介患者数は7,250件となり、今年度は昨年度以上の件数で推移しております。このほか網膜硝子体手術など新しい医療への挑戦にも取り組んでおります。病床利用率につきましては、平成30年度の78.3%をピークに、コロナ患者の受入れの影響などにより令和4年度は50.9%まで低下いたしましたが、6年度は68.3%まで改善しております。しかしながら、全国的なコロナ禍による患者の受療行動の変化などの影響を受け、病床利用率はコロナ前の水準まで戻っておらず、目標である80%は達成できておりません。建て替え後も建設費の返済負担に対応した公立病院として求められる役割を担うためには、さらなる経営力の強化が必要となりますので、引き続き指定管理者による経営管理の中で様々な改善の取組を進めてまいります。次に、在宅医療で多職種連携の仕組みをさらに充実させるための取組についてお答えをいたします。本市では、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、柏市医師会をはじめとした関係団体と共に在宅医療、介護の多職種連携の推進に取り組んでまいりました。本市の取組は柏モデルと呼ばれ、顔の見える関係会議などの会議や研修、各種ルールやガイドラインの作成、情報共有システム構築などの取組は、在宅医療に係る多職種の連携強化とサービス充実に寄与してきたと認識しております。一方、将来に目を向けますと、関係団体の代表者や有識者の皆様からは高齢化のさらなる進行に伴う患者や死亡者の急増、それを支える医療、介護人材の減少、孤立や困窮など複合的な課題を抱える患者への対応など、いわゆる2040年問題への備えが不可欠との御指摘やこれまでの柏モデルの理念を共有しつつ、環境変化に応じた取組のリニューアルが求められるとの御意見もいただいております。本市といたしましては、今後の患者数増加などの環境変化に対応しつつ、引き続き質の高いサービスが提供されるようこれまで構築してきた連携体制を基盤に関係団体とより一層の連携を図りながら、現状分析や新たな事業の在り方の検討を進め、取組を強化してまいります。災害発生時の医療を確保するための対策について御質問をお答えいたします。本市では、災害時における医療救護体制の確保と充実を図るために、関係機関と連携した災害医療検討会を年に数回開催しております。この検討会には、柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会の三師会をはじめ、千葉県柔道整復師会柏我孫子支部、

柏市ふるさと協議会連合会など多くの関係団体に御参加いただいております。令和5年度からは、柏市訪問看護ステーション連絡会にも新たに加わっていただき、より幅広い視点から災害医療に関する議論を深め、災害時における医療救護体制の一層の強化を図っているところでございます。また、災害時における医療救護体制の強化を図るため、市に設置される柏市救護本部の実動訓練を例年実施しており、その際には災害医療コーディネーターとして柏市医師会の先生方にも御参加をいただき、実践的な対応力の向上に努めているところです。今後につきましてもこれらの取組を継続し、関係機関との連携強化に努め、医療救護体制の充実を図ってまいりたいと考えております。次に、公立夜間中学に関する御質問にお答えをいたします。公立夜間中学につきましては、これまで御答弁申し上げていますとおり、様々な事情により義務教育を修了していない方、不登校などの事情により十分な教育を受けられなかつた方、また外国籍の方など、中学校段階の学び直しを希望される方に教育を受ける機会を保障するという社会的な役割を担う施策であると認識しております。また、国におきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、各都道府県、指定都市に1校は設置していく方向であることも承知しております。県内においては、千葉市、市川市、松戸市に公立夜間中学が設置されており、近隣の松戸市では本市にお住まいの方が希望する場合には当該校への就学が可能であると伺っております。市教育委員会では、本年3月に策定した柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針において、本市として直ちに目標を定めた上で早期かつ具体的な検討を進める段階ではないと整理しております。しかしながら、私といたしましても、公立夜間中学に限らず社会全体でリカレント教育などの学び直しの機会が充実していくことは重要であると考えております。引き続き、市教育委員会における関連施策の調査研究については、しっかりと連携しながら対応してまいります。次に、柏駅東口再整備事業に関する御質問についてお答えをいたします。旧そごう柏店本館の解体工事につきましては、上部階からの解体を進めているところ、現在9階以下の解体に着手している状況であり、所有者からも解体工事は順調に進捗しているとの報告を受けております。また、柏駅東口地権者会合につきましては、先月7日に第11回目を開催し、想定され得る幾つかの事業手法などについて忌憚のない意見交換を行っております。さらに、各ビルにおいて地権者会合と並行して勉強会が実施されているほか、自主的に市街地再整備の先行事例の視察会を開催するなどの動きも見られ、これまで以上に再整備に関する機運が高まっていると感じております。今後の地権者会合では、再整備による各地権者の権利の取扱いや採算面の試算などを示した上でこれまでより踏み込んだ議論を行い、地権者の意向を集約していく段階へと移行してまいりますが、引き続きスピード感を持って事業の推進に取り組んでまいります。次に、柏駅西口北地区再開発事業に関する御質問についてお答えをいたします。本事業は、現在準備組合により建物配置や規模等の施設計画案の見直しが行われ、物価、人件費の高騰による事業収支の開きを均衡させるための検討が行われていると聞いております。柏駅西口エリアは、駅前の交通広場の面積が非常に狭く、車両動線の交差やバス、タクシーの待合空間の不足などの交通に関する様々な課題がございます。また、西口北地区におきましては、木造家屋が密集していること、さらには緊急車両が通れないほどの狭隘な道路が多いことや緑やオープンスペースが不足していることによる防災性の課題など、こちらも多くの課題がございます。このことから、当事業により柏駅西口エリアが抱える課題が解決し、西口北地区が魅力的なまちに再生され、柏市の発展につながるよう、引き続き慎重に検討を進めるよう準備組合に働きかけてまいります。次に、緑

地保全の重要性についてお答えをいたします。緑地には人々に安らぎを与える効果や生物多様性の保全、地球温暖化対策、大雨による水害を緩和する保水効果、火災発生時の延焼防止効果等があります。このような様々な観点から、市民の安全で快適な生活を実現していくためには緑地保全は重要なものと認識をしております。市内には市が所有する緑地だけではなく、個人が所有される緑地も多数あるため、様々な制度の活用によりこれらの緑地を保全していくことが重要であると考えております。このことから、市としましては、個人が所有される緑地を長期的に保全する制度として、特別緑地保全地区制度や市民緑地制度、緑地の維持管理の手法としてカシニワ制度を活用した里山活動を促進してきたところです。引き続き、このような各種制度を活用しながら、貴重な資源である緑地の保全に努めてまいります。次に、脱原発に対する私の考え方についてでございますが、これまでも答弁してまいりましたとおり、福島第一原子力発電所事故を間近で体験した者として、また柏市民が原発事故の影響を受けて苦しむ姿を見た者として、原発事故の深刻さは重々承知しております。原発に依存しない社会を目指したいという思いは変わっておりません。続きまして、憲法前文についての御質問にお答えをいたします。憲法前文は、我が国の基本的な理念を示す部分であり、特に国民主権や平和主義が強調されています。本市の平和都市宣言は、日本国憲法に掲げる恒久平和の実現を目指しており、憲法前文とはその理念を共有するものと評価をしております。憲法9条についての御質問についてお答えをいたします。憲法9条につきましては、戦後日本の平和維持において大きな役割を担い、悲惨な戦争を二度と起こしてはならないという反省の下、その精神的な支柱となったものと考えております。最後に、市長の憲法擁護義務についてです。憲法につきましては、各界各層において多様な議論がなされていると認識しておりますが、地方公務員特別職である市長は、憲法第99条に基づき憲法を遵守すべきものと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、障害者福祉の御質問について2点お答えいたします。初めに、失語症に係る意思疎通支援者派遣事業についてです。失語症は、議員御紹介のとおり、一般的に脳卒中や頭部外傷等により言語機能の中枢が損傷し、聞く、話す、読む、書くの言語機能がうまく働かない症状です。御質問にありました失語症に係る意思疎通支援者派遣事業は、障害者総合支援法に位置づけられており、柏市におきましても失語症を有する方への意思疎通支援者の派遣を本日令和7年12月15日より開始したところでございます。当派遣事業につきましては、失語症の方に特化した意思疎通支援者を派遣するのではなく、聴覚障害者向けの意思疎通支援を行っている手話通訳者や要約筆記者が千葉県言語聴覚士協会が県からの委託で実施する養成研修を受講し、研修を修了した手話通訳者等が意思疎通支援者として派遣する形を取っております。また、意思疎通支援者の派遣に当たっては、利用者の事前登録を必要とせず、利用者の御希望により利用する7日前までに障害福祉課窓口へ利用申請をしていただくことで派遣を行うことができます。失語症者向け意思疎通支援者派遣事業は、県内でも事業化しているのは本市を含め7市町のみとなっており、近隣では県単位で事業を実施している自治体もございます。これから事業でございますので、今後は実績を積み重ねつつ、当派遣事業の課題を把握し、失語症を有する方々が利用しやすい事業になるよう、また千葉県による県下統一の派遣事業とする実施要望も含め、適宜制度の見直しを図ってまいります。次に、ヘルパーによ

る障害者の外出支援事業に関する御質問についてお答えいたします。現在障害者の地域生活を推進するため障害者の外出支援事業として、視覚障害者を対象とする同行援護事業、知的障害者を主な対象とする行動援護事業、身体、知的、精神障害者が対象の移動支援事業を実施し、単独での移動が困難な障害者の外出を支えることで障害者の自発的な社会参加を促進し、最大限尊重すべきものと考えております。一方で障害者の社会活動に対するヘルパー利用につきましては、平成18年9月に発出された厚生労働省告示第523号に基づき、同行援護及び行動援護において支援する外出範囲として、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くとされております。また、視覚障害者を主体とする団体によって構成される日本視覚障害者団体連合では、ホームページにおいて同行援護事業のQ&Aを公開しており、選挙運動などの政治活動、反社会的な活動等については対象外と考えられております。このように何が社会通念上適当でないかについての定義は非常に抽象的であり、判断が難しく、障害者の社会参加を推し進める観点からもこれらの活動を行うことをもって一律に制限すべきものではないと考えております。したがいまして、個別の事案について疑義が生じた場合には、内容を聞いた上で各活動の目的や社会的影響等を当該障害者の社会参加により生じる利益を総合的かつ慎重に判断すべきものと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 関野昌幸君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） 私からは、市長選挙についての御質問にお答えいたします。柏市長選挙が無投票になったことに伴う市民への周知につきましては、11月2日午後5時に立候補受付が終了し、無投票が確定した後、午後5時30分に防災行政無線による放送を行ったほか、LINE、エックス、メールによる情報発信、ホームページのお知らせを当日中に行いました。翌11月3日にも防災行政無線の放送のほか、3台の車両による市内巡回啓発、市内553か所のポスター掲示場へ無投票のシールを貼るなどの周知のほか、無投票になったことを知らずに期日前投票所に来場する市民も想定されたことから現地に市職員を配置し、市民対応に従事させたところでございます。その後も無投票案内チラシの新聞折り込みや選挙の前当日に再度防災行政無線や車両の市内巡回啓発等による周知、また選挙当日においては投票所に市職員を配置し、市民対応に従事させたところでございます。今回選挙が無投票になったことに伴い、市民の皆様に対し様々な方法で周知を行ったところではございますが、無投票を知らずに投票に来られてしまう方もおられたことから、短期間における市民への情報発信方法の在り方については今後も検討してまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君） 第2問、内田博紀さん。

○5番（内田博紀君） それでは、2問目再質問をいたします。まず、障害者福祉についてでございますけれども、失語症者の意思疎通支援者派遣事業でございます。1問目でも述べましたとおり、制度を開始していただいたことについては感謝申し上げますけれども、部長も述べておられたようにまだ今後開始したばかりで課題もこれから出てくるだろうということでございますが、まず失語症者の意思疎通支援事業というものは、支援者と当事者のマッチング、関係性、マッチングというのが非常に大事になってくるんですが、このマッチングについてはどのような考えでいられますでしょうか、部長にお尋ねします。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。議員おっしゃられるように、失語症者の方との

マッチングは非常に大事だと考えております。現時点では、幅広く使っていただけるように申請時に利用者の方のニーズや状況をお伺いしながら、対応者、支援者のはうですね、派遣する予定でおります。またそこで課題が出てきた都度検討していきたいと思っております。以上です。

○5番（内田博紀君） ただ、制度が十分伝わっていないと、失語症者も申請には至ることが難しいと思うんですね。これらは、例えば言語聴覚士の皆さんとか、あるいは障害者と関わっておられる各種団体の皆さんとか、その辺と情報共有、情報交換というのをしていく必要があると思うんですが、そういう意向はございますか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。周知啓発に対しては、非常にこれから必要になってくると思いますので、様々な今御意見いただいたところも踏まえまして検討していきたいと思っています。以上です。

○5番（内田博紀君） 市内に医療機関、脳神経外科や神経内科などがある医療機関やリハビリテーションを行っている医療機関、それから地域包括ケア病床のある医療機関などには言語聴覚士が配置されている場合が非常に多いです、そういう皆さんとも共有していただくとともに、支援者の皆さんにも情報をしっかりと届けていく必要があります。それで、これは支援者と当事者、御家族も含めて、しっかりと対面できるような機会、サロンのような場所も必要になってくるかと思うんですが、そういうようなことをしていくという予定はございますか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。現時点では、先ほど御説明させていただいたとおり、御利用者の申請に基づくものとしておりますが、今後ニーズ等、利用者の方の声なんかも聞きながら、必要に応じて検討していきたいと考えております。以上です。

○5番（内田博紀君） その辺は、より関係者、特に関係者、当事者、支援者、それから言語聴覚士などの関係者ですね、そういう皆さんと小まめにコミュニケーションを取るということが制度を充実していくための重要な論点になっていくかと思いますので、よろしくお願ひします。障害者福祉の中のヘルパーの利用、活用についてでございますけれども、1問目の答弁を概略すると、社会運動については反社会的な行為ではなく、そこについては柔軟にお認めいただくという理解をして大丈夫でしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えいたします。答弁のほうでも、繰り返しになってしまふんですけども、社会通念上適当であるか、ないかというところの判断は非常に難しいと考えております。個々の状況、活動の内容をお聞かせいただいて、個別に判断させていただければと思っています。以上です。

○5番（内田博紀君） 私は、社会運動への参加というのは当事者の余暇でもあるし、社会参加の一つでもあります。これは、例えば1問目でも例示したような障害者解放運動や平和運動、それから脱原発運動などのこうした活動で、デモ行進なども伴うものも含めて私は対象になるべきものと考えますので、そこは柔軟に対応していただき、障害者が社会で物を発言していくことの機会をしっかりと確保していただきたいと思いますし、これらは政治活動ではなく、あくまでも市民の運動の一環であるという理解の下、柔軟に対応していただきたいというふうに考えております。

市長の政治姿勢についてでございますけれども、まず市長選挙の無投票で、無投票だったけれども、選挙が行われた場合どのような訴えをしたかったかという質問に対して御答弁を頂戴したわけですけれども、1問目の中では様々な事業をお示しいただいた中で中央図書館の再整

備という話も出ています。中央図書館の再整備というのは、これは具体化していくために私はやっぱり早期に公共施設等総合管理計画に反映していかなければいけないと思うんですね。総務部長にお尋ねしますけれども、市長の選挙公約のうちの中央図書館については、公共施設等総合計画にはどのように今後反映していくんでしょうか。

○総務部長（鈴木 実君） お答えいたします。公共施設等総合管理に定めております個々の施設の取組内容でありますとかスケジュールにつきましては、今後アクションプランというものを策定していく中で毎年見直しをしていくという予定をしております。御質問にありました図書館につきましても、その中でスケジュール管理等をしてまいりたいと思っております。以上です。

○5番（内田博紀君） やっぱり市長が選挙でお約束したことを具体化していくことも大変重要でございますし、そこはお願いしたいと思います。それで、今度は、東口のまちづくりについても進めていくということなんです。中央図書館も整備していくことなんですが、これ仮に東口の再整備と一体化していく場合は、市長の選挙公約、大変重みのあるもので、これは関係者にもしっかりと周知をしていく必要があると思うんですが、今度都市部長のほうにお伺いしますけれども、地権者会合等の場で、勉強会等の場で市長の公共施設の配置計画などはお示ししていくのでしょうか。方向性をお示しください。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。地権者会合の中でもやはり市の最新の情報というのは常にお伝えしておりますので、今回の例えば施政方針の中に盛り込まれている内容とか、そういったものについてもしっかりとお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

○5番（内田博紀君） では、その流れで東口再整備事業についてお尋ねをいたしますが、東口再整備事業は、1問目の御答弁ではそごうの解体工事の進捗や地権者会合、勉強会などがお示しされましたけれども、未来ビジョン、今触れました2023年に発表していただいた未来ビジョンの姿と、その姿が1案ございますが、今お示しいただいているのは委託事業等でお示しいただいているのを合わせると3案あると思うんです。未来ビジョンについては、そごうの跡地に交通広場と商業ビル、それから緑のオープン広場と1棟のビルの建て替えという、ざっくり言うとそういうプランだと思うんですが、これが2案、3案だと、仮に2案、3案とすると駅直結のビルが出来上がると。駅直結のビルができるという案が示されていますが、ここはなぜ未来ビジョンと変わってきたのでしょうか、部長にお尋ねします。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。まず、未来ビジョンでございますけれども、これは東口の駅前に必要な要素をイメージとして、具体的な絵として描かせていただいたというものですございます。昨年度検討してございます3つのパターンということでございますけれども、これは今建物はスカイプラザと、あと柏駅前第一ビルと2つございますけれども、仮にこの建物の床面積を建て替えるとしたら、どのような可能性があるかというのを検討したものでございます。ですので、具体的に申しますと、1つは未来ビジョンでお示しした案に近いもの、もう一つは、今議員さんのほうからもお話をございましたけども、柏駅の東口と南口、北口を、今後整備していくとしております北口、これを一体としてつなぐ建物を配置したらどうなるかというものの、3つ目がその両方のミックス案ということで、可能性的にはこんなことも考えられるんではなかろうかということで検討させていただいたものでございます。以上でございます。

○ 5番（内田博紀君） そうすると、駅直結のビルを造っていくことによったり、あるいは1つの案によってはビル3棟となるわけですが、そうなると市民が期待していた緑のオープン広場というのは確保面積が減ってしまうんじゃないんですか。部長、いかがでしょう。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。建物の棟数を増やせば当然面積というのは減る可能性はございますけれども、これまで決まったものはございませんので、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 5番（内田博紀君） 緑のオープン広場については、市民の期待でもございますので、しっかりと確保していただきたいということを申し述べます。ビルだらけになっていくということではあってはならないと思いますので、その辺はしっかりと着目していっていただきたいと思っています。それで、東口は、今までの議論を聞いてみると事業手法も含めて検討するというような話がありますけれども、これ再開発ともなればまた補助金の話が出てきたり、大きな公費の投入という話が出てきますが、再開発や、あるいは立体型の区画整理事業、こういう事業手法は現段階では検討していないという理解でよろしいでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今年度どのような事業手法があり得るかということで検討はしておりますけれども、再開発ありきでということは検討してございません。以上でございます。

○ 5番（内田博紀君） 先日の議論にもございましたとおり、この再整備事業は民間による民間の投資によって行われるべきものであって、再開発事業とはしないという方針を堅持していただきたいというふうに思っています。あくまでも民間投資による再整備事業だという認識で私もおります。続いて、西口の北地区の再開発事業でございますが、毎回のお尋ねになつてはしまうんですが、1問目のお尋ねも毎回同じ質問であります。私はやっぱり見直しというか、白紙撤回を準備組合側に求めていくべきだと思うんです。この間ステーションモールを入れる、入れない、高島屋が撤退する、しない、事実上抜けましたけれども、それから都市計画提案が何度も遅延しているという中で、この事業というのは不安定要素があるというふうに部長は認識していますか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。西口北地区については、かなり大きなプロジェクトとして今準備組合のほうで検討いただいているかというふうに認識しております。当然ながらこれぐらいの規模の大きなプロジェクトになりますと、事業計画については最終的なものが簡単にできるわけではございませんので、様々な検討がなされる中でよりよい計画の見直しというのが行われているものというふうに認識しております。以上でございます。

○ 5番（内田博紀君） 西口につきましては、やはり税金の投入もかなりの額になります。補助金ですけれども、3棟案から2棟案の方向が一部示されておりますけれども、その分上物が上がるという、高さが高くなるという情報も報道などもございますが、そうなつていくとそもそもタワーマンション、住居系だけで50%というところを超せば当然補助金は交付できないわけですが、今の段階では50%を超すという見通しなんですか、部長にお尋ねします。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。現段階で準備組合のほうから詳細な計画が示されてございませんので、お答えがちょっと難しい状況でございます。以上でございます。

○ 5番（内田博紀君） 本当に公費を投入される、もう莫大な税金がかかる事業でございます。これは、事業費の中の補助金については、もし物価高騰や資材費の高騰で事業費が上がれば補助金額も膨らむという認識でいいんでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今の段階で具体的な計画が出ておりませんので、細かなところについては御答弁難しいんですが、事業費が大きくなればそれに合わせて、市で持っております要綱がございますので、それに照らし合わせてどのような補助金を支出していくかというのは検討していくことになろうかと思います。以上でございます。

○5番（内田博紀君） この事業については、タワーマンション構想が基本、前提となっておりますので、私はそこに補助金を支出することについては疑問がございますし、やはり白紙撤回を含めて準備組合とは御協議いただきたいというふうに思います。公立夜間中学についてですが、リカレント教育という御発言が出ました。今教育振興計画についてパブリックコメントが行われておりますけれども、そこでも公立夜間中学という文字は消され、リカレント教育に置き換わっているんですね。このリカレント教育というのは、私は憲法26条が保障する学習権保障とはちょっと程遠いものであるというふうに思うんです。リカレント教育というのは、学校教育というよりかは生涯学習という側面があると思うんですが、この辺について教育長にお尋ねしますが、リカレント教育で学習権保障というのはできるんでしょうか、お示しください。

○教育長（田牧 徹君） 夜間中学に関しましては、先ほど市長からの答弁もありましたけれども、学び直しの形態の一つであるというふうに思っております。学び直しの形態、柏市に一体どういった形態、学び直しがニーズに合うのかというのはこれから検討していきます。また、リカレント教育については、一度義務教育を終わった方が再度いろんな形で勉強したいということもあるでしょうし、社会教育の中でいろいろまた学んでいきたいということもあるでしょうし、夜間教育のニーズとはまた違うものであるというふうに思っております。

○5番（内田博紀君） そうですよね。やはりリカレント教育というのは、私も社会教育、生涯学習の一部だと考えております。これはこれで大変重要なことなので、リカレント教育を否定するものではございませんけれども、夜間中学の置き換えにはならないというふうに私は理解しております、公立夜間中学というのはやはり義務教育を政策的な理由で受けられなかつたわけです、そういう意味では。そういう人たちというのは、もし学齢期を超過した後に教育を受けたいというとき、あるいは外国籍の方が日本の教育、義務教育を受けたい、日本語を学びたいというときに、これはやはり公立夜間中学が必要ですし、教育機会確保法、1問目の御答弁でも御紹介がありましたけれども、教育機会確保法ではそこを求めているわけです。そうすると、私はやはり公立夜間中学というのは必要だと思うんですが、ちょっと教育総務部長のほうにお尋ねいたしますが、教育振興計画、今パブリックコメント募集中ですけれども、ここで公立夜間中学というフレーズが削られたのはなぜですか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。公立夜間中学の検討につきましては、今回の振興計画の前段であります柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針、こちらを策定する過程で政策審議会のほうでもそういった議論があった中で、直ちに柏市においては、近隣市の状況、松戸市のほうに設置されて、そこで柏の方も受け入れていただいているという状況もありまして、直ちに検討する段階にはないといったその考えを踏まえて、今回は振興計画のほうには記載のほうがないということでございます。以上です。

○5番（内田博紀君） 私は、教育政策審議会の中で、教育振興計画で通告しているわけじゃないので、これ以上は聞きませんけれども、この審議会の中でやはり公立夜間中学を開設したいんだという思いを持って資料というのはお出しになつてもいいと思いますし、今日市長の御答弁の中で唯一救われたのは、未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針では直ちに検討す

ることはないと言っているものの、市としては調査研究をしていくというところに落としどころをつけていただいたというのか、何ていうのか分かりませんけれども、そこは唯一救いで、つくらないということを意思決定しているわけではないと理解していますが、私は公立夜間中学についてはぜひ開設していただきたいですし、市長にもう一回これをお伺いしますけれども、公立夜間中学については、教育振興計画になくとも教育委員会とは協議は継続するという理解でよろしいですか。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。先ほども御答弁申し上げたとおり、教育委員会では柏市未来につなぐ魅力ある学校づくりの基本方針について直ちに検討を進める段階ではないということでございましたので、そういう状況も踏まえながら、市教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○5番（内田博紀君） 踏まえながらの後が本当は聞きたかったところなんですけれども、やはりこれは開設も視野に入れて、教育委員会と市長部局との協議は続けていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局、選管事務局長にお尋ねします。市長選挙の無投票の件でございますが、周知についてはいろいろ御答弁いただきました。期日前投票と投票日当日、選挙に実際にいらした方の実数をお示しください。

○選挙管理委員会事務局長（関野昌幸君） お答えいたします。トータルで382人おりまして、これは市職員が配属されている時間帯だけですけども、期日前投票所で245人、当日投票所で137人となってございます。以上となります。

○5番（内田博紀君） 職員を配置していなかった時間についても当然来られた方はいらっしゃるでしょうし、周知方法、無投票だった場合の周知方法は今後検討課題であるという選管局長からの御答弁もございましたので、そこら辺は丁寧に研究を進めていっていただきたいですし、やはり無投票と分からずに投票に来て、職員も配置しなかった時間に対応できなかった方のお気持ちをしっかりとお察ししていただきたいというふうに考えております。以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 以上で内田博紀さんの質疑並びに一般質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前 11時54分休憩

○

午後 1時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、林紗絵子さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

[16番 林 紗絵子君登壇]

○16番（林 紗絵子君） 市民ネットワーク・かしわの林紗絵子です。通告を一部割愛し、質問いたします。まず、市長の政治姿勢について伺います。先日の施政方針演説で市長は、市民の声に耳を傾け、丁寧で開かれた市政を進めるとおっしゃいました。残念ながら近年本市では必ずしも市民参加が進んでいる、市民の声が届いているとは言えません。もちろんその重要性を理解する職員もいますが、全職員がその認識を持つに至ってはいないため、度々職員のみの

判断で市民の知らないうちに重要な政策決定がされています。情報公開されたときには統廃合が既定路線になっていた柏中学校区義務教育学校計画がその筆頭です。市民の声に耳を傾ける、開かれた市政を進めるためには、市長がそれを目指すだけでは不十分であり、全ての柏市職員がその方針を理解し、重視し、実行しなければなりません。市長は、どのようにこれを実現するのか、お示しください。次に、子供政策について伺います。先週福元議員が柏市こども計画の策定に子供、若者を参画させるべきと求めました。福元議員は、6月定例会でも拙速な進め方を指摘していますが、その懸念が現実になっています。資料をお願いします。10月に行われた柏市子ども・子育て会議でこども政策課が作成した素案が初めて委員に示されました。柏市こども計画は、こども基本法を踏まえて、子供関連計画を総括する総合計画になるべきものです。こども基本法やこども大綱の内容に沿ってつくられていなければなりません。こども基本法は、子供の人権保障と最善の利益の優先を柱とした6つの基本理念を掲げています。子どもの権利条約の4原則を法文化し、家庭養育支援と社会環境整備を加えて子供の幸せを保障する社会を目指しています。しかし、今回示された素案ではこの基本理念がほとんど反映されず、子供の意見の表明権や子供の最善の利益の優先については触れてもいません。子供、若者当事者からの意見聴取は大変少なく、アンケート内容も計画に反映すべき項目を網羅していません。一番の問題は進め方です。本来は、当初から専門家の監修の下に子供、若者から広く意見を聴取し、素案をつくるべきです。そして、子ども・子育て会議で繰り返し話し合い、修正を重ねた上で最終案がつくられ、さらにパブリックコメントで市民の意見を反映させねば当然1年以上の時間がかかります。しかし、こども政策課は、課内で作成した素案を10月末に初めて委員に示し、12月の会議を経て1月にパブリックコメントを実施、2月には最終案を出すというあり得ないスケジュールで進めようとしていました。スケジュールは見直しが図られるところでしたが、進め方の根本がおかしいままで予定を後ろ倒しにするだけでは不十分です。掲示終わります。子供政策に重点を置くべき内容が子育て支援政策によっていることも大きな問題です。子供、若者を中心据えた子供政策と保護者を支援する子育て支援政策は似て非なるものですが、混同しているのではないでしょうか。これは、本市がこれまで切れ目ない子供政策を行ってこなかったことの表れです。こども部の政策は子育て支援に偏り、小中学生は教育委員会任せ、中学卒業後の若者支援はほとんど行われてこなかった現状があります。このままでは形骸化したこども計画を他市に遅れて拙速に策定することになります。素案は白紙撤回し、進め方から見直すべきではないでしょうか。次に、柏市こども・若者相談センターと社会的養護について伺います。今定例会に提出された補正予算案には、里親養育包括支援事業や社会的養護自立支援拠点事業の債務負担行為の設定が計上されました。改正児童福祉法において包括的な里親支援を行う児童福祉施設、里親支援センターが新たに創設され、里親支援事業がNPO法人等の民間フォースターリング機関、乳児院、児童養護施設などへ委託されるケースが増えています。また、いわゆるケアリーバーの孤立を防ぎ、自立を支援することを目的とした社会的養護自立支援拠点事業も法改正で位置づけられました。このような中、本市のこども・若者相談センターでは児童相談所が実施主体となる事業のうち、どこまでを職員が担い、どこから民間に委託していくのでしょうか。委託できる事業者が多いとは言えない現状での選定の課題や職員と事業者との連携についてお示しください。次に、公立図書館の在り方について伺います。資料をお願いします。本市は、長年図書館事業に力を入れてきませんでした。人口に対して小さ過ぎる中央図書館や分館を含めた施設全体の古さを放置し、登録率や利用者数、貸出数は年々

減り続けています。資料購入費は減っていませんが、物価が上がって購入数は減り、蔵書数も減っています。特に見直しをしてほしいのは、30年近く司書採用をせず、一般職の司書資格保持者を図書館運営に多く配置するだけの人事です。司書採用の正職員で現在も働いているのは1名のみ、業務の多くを会計年度任用職員に頼っています。次お願ひいたします。先日金沢の石川県立図書館を見学しました。建物としての美しさやスロープでつながった巨大な円形書架に圧倒され、外の景色を楽しめるカウンター、集中できる半個室のデスク、ゆったりくつろげるデザイナーズチェアなどの様々な閲覧席に目を見張り、遊びながら本に触れられるこどもエリアや屋外空間まで、全てがすばらしいと感じました。何より本との出会いの窓や石川コレクション、企画展示スペースなどの様々な展示と面陳列、面出しと言われる前面展示により、ただ歩くだけで様々な本の表紙に自然と目が留まります。僅かな時間で多くの本と出会い、知的好奇心がかき立てられるのを感じました。まさに思いも寄らない本との出会いを楽しもうというコンセプトどおりです。これらの面出しや企画展示の裏には、それを支える司書の専門性や熱意があります。石川県立図書館で働く正規職員は26人、このうち司書資格を持っている職員は16人います。窓口対応などは委託事業者に任せ、非正規職員も8人いますが、それでも企画展示やレファレンスを充実させるための余裕はないそうです。掲示終わります。公立図書館は、基本的人権としての知る自由を市民に保障するための重要な施設であり、図書館法で無料公開の原則が定められています。その役割と公共性を鑑みても、図書館には安定した雇用で多くの司書が専門性を発揮できる環境をつくることが必要です。近年指定管理者制度を導入する動きもありますが、本市ではもちろん直営を基本とすべきです。さらに、中央図書館の建て替えの検討を機に司書採用を復活し、生涯の仕事として熱意を持って柏市の図書館を支え続ける人材を育てるべきではないでしょうか。

次に、まちづくりについて伺います。火災のニュースが増えていました。先週は神奈川県伊勢原市や群馬県妙義山の山火事、少し前は香港の高層マンションや大分県佐賀の大規模火災、2月の岩手県大船渡市の山火事は鎮火に41日もかかりました。気候変動による高温や乾燥、強風などにより、火災の発生リスクが高まっています。本市でもこれまで以上に火災を未然に防ぐこと、広げないこと、早く鎮火させることを意識してまちづくりを行っていく必要があります。しかし、固定資産税の軽減措置が適用される住宅用地であり続けるため、所有者が空き家を解体せず、最低限の管理のみで放置する事例が見受けられます。特定空家に指定されなくとも人の出入りのない家屋があれば、枯れ草の放置、設備不良の漏電、放火のターゲットになりやすいなど火災リスクが高まります。本市には空き家活用補助制度がありますが、防災の観点からいえば老朽建築物の除却を進める政策も必要です。世田谷区では不燃化特区制度を設け、木造住宅密集地域の一部で老朽建築物の除却や建て替え費用の助成を行っています。また、神戸市では、密集市街地において災害時に防災活動の場となる町なか活用空地の確保を進めています。建物の除却や広場の整備の費用が助成され、町なか活用空地として市に貸し出せば所有者が固定資産税の免除や減免が受けられます。本市でも検討すべきではないでしょうか。

次に、健康医療政策です。性や妊娠に関する正しい知識によって健康管理を促すプレコンセプションケア事業が始まりました。20分の動画で受けるプレコンゼミとゼミ修了者が対象のプレコン健診助成は、申込開始から5日で定員の100件に達し、追加募集の100件も半月で締め切りました。関心の高さがうかがえます。しかし、プレコンセプション事業は卵子の老化を強調し、子供が欲しいなら若いうちに対策をといった論調で実施した一部自治体が批判を受け、見

直しを迫られています。結婚して子供を産み育てることの押しつけにならないよう、多様な性の人や病気などで子供を持てない人、持たない選択をする人へ配慮する必要があります。重要なのは、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの意識を持つことです。自分の体、性や生殖について誰もが十分な情報を得られ、自分で選択できる、必要な医療やケアを十分に受けられる性と生殖に関する健康と権利です。本市のプレコンゼミの内容は、妊娠性の表現などには配慮がありますが、一方で医療やサプリメントの伝え方には気になる点がありました。産むか、産まないかだけではなく、何を食べるのか、どのような生活をするのか、どのような医療を受けるのかといった全てにおいてその人の考え方と選択を尊重すべきです。先週HPVワクチンの接種率向上を求めた議論がありましたが、定期接種の努力義務を取り違えていいでしょうか。全ての薬剤には副反応のリスクがあるため、医師や行政にはワクチンの効果とリスクの説明責任があります。市民は、効果とリスク、自分自身の体質等を勘案して接種を検討する努力義務がありますが、検討した結果接種しない選択の自由があります。リスクの説明が不十分であったり、個人の選択を尊重していなかったり、押しつけの接種勧奨があれば人権侵害です。ましてやほかの定期接種よりも重篤な副反応報告がはるかに多いHPVワクチンの接種率向上を安易に求めてはいけません。質問としては割愛しますが、健康医療政策では個人の考え方や選択を尊重し、決して押しつけないことを念頭に最大限の配慮をして慎重に事業を組み立てることを要望します。

次に、生ごみの分別回収について伺います。1991年開設の北部クリーンセンターは、築35年であり、昨年度から3か年の大規模修繕工事中です。インフレスライドによる工事費の増額補正予算案が前議会で可決され、工事費の予定額は150億円に上りますが、この工事が終わっても焼却炉は15年しか延命できません。そして、2005年開設の南部クリーンセンターは築20年です。一般的に焼却炉の耐用年数は二、三十年と言われ、南部クリーンセンターの更新も視野に入れる必要があります。資料お願いします。柏市の家庭系ごみは、コロナ禍に一回増え、現在は微減、可燃ごみも少しづつは減っていますが、大きな変化はありません。このままでは現在の規模の焼却施設を維持するため、今後も莫大な費用がかかり続けます。もともと焼却施設は高額で、今新設すれば1日の処理能力1トンにつき1億円以上かかるそうです。同規模の建て替えには北部クリーンセンターで300億円以上、南部クリーンセンターで250億円以上かかります。いずれ本市の人口も減少します。現在の規模を維持するより、ごみの分別回収をより一層進めて資源化し、将来の焼却施設の負担を少なくすべきではないでしょうか。次お願いします。愛知県豊橋市は、人口36万人の中核市ですが、2017年から生ごみの分別回収をはじめ、可燃ごみを大きく減らしました。回収した生ごみはバイオマス利活用センターでメタン発酵処理され、生成されるメタンガスで発電をしています。発酵により発生する残渣も炭化燃料にしているため、回収された生ごみは100%エネルギー化され、発電収入も得ているそうです。掲示終わります。生ごみは、水分量が多く焼却は非効率です。本市でも生ごみの分別回収を検討すべきではないでしょうか。

次に、学校運営について伺います。資料お願いします。小規模特認校は、学校選択制の一つである特認校制のうち小規模校に採用される制度の通称です。法令上の規定はなく、各自治体の教育委員会が独自の判断で設置、運用しています。文科省が2022年度に調査したところ、近年特認校制を導入する教育委員会が急速に増えていて、そのほとんどが小規模校の課題解消のためと回答しています。柏市唯一の小規模特認校である手賀東小学校では、少人数ならではの

きめ細やかな指導と豊かな自然環境を生かした体験プログラムなど特色ある教育を行ってい、このような環境で学ぶことを希望する子供を対象に市内全域から入学を認めています。手賀東小学校の学区内の子供は年々減り、一時は児童数が50人ほどになりました。現在は学区外の子供が増えたため、計71人が在籍しています。1学年の上限は17人としているため、今年度一時的に学区外の受入れを中止していた学年もあります。掲示終わります。学区外の子供が増えているのは、大人数の教室になじめないとした教育環境を望む御家庭が多いことが主な理由と校長先生から伺いました。親の送迎ではなく、自分で電車とバスを乗り継いで通っている子供もいます。不登校の子供が増えている現状とも合致し、需要が増えているのに、それに応えるのが柏市の端っこに位置する手賀東小学校だけでは不十分です。小規模特認校制度を単学級になっているほかの学校にも適用する、学びの多様化学校を市内中心部に設置したりするなど、全市的な取組が必要ではないでしょうか。次に、アフタースクール事業について伺います。2023年9月、居場所型放課後子ども教室の実施を求める請願書が提出され、柏市議会は全会一致で採択しました。これを受け居場所型放課後子ども教室を行う方針が示され、アフタースクール事業の提案につながりました。資料お願いします。こちらは、アフタースクール事業の制度設計です。放課後子ども教室に当たるAプランの利用料は4,000円、8月は9,000円です。単発の体験プログラムを週二、三回、継続性のあるプログラムを週1回程度と手厚く実施する予定であり、学校の中で公営の習い事ができるようなイメージですが、体験プログラムの充実のため利用料金が高額になったと聞いています。次お願いいたします。こちらは、高柳小学校の居場所型放課後子ども教室の実施状況を示したもので、無料なので、登録は多いのですが、1日当たりの参加は1、2年生でも登録者数の二、三割、5、6年生はほとんど参加していません。しかし、これが居場所型放課後子ども教室に求められる本来の需要です。いつ参加しても、参加しなくてもいい、好きなときに、気が向いたときに、必要なときにだけそこにいることができて、何をしていてもいい、そんな居場所を求めてからこそ、請願の署名は1,152名にまで広がりました。4,000円、9,000円という利用料では、行きたいときだけ行くという多くの子供の意思は無視され、ある程度参加する見込みのある家庭だけが登録をするでしょう。掲示終わります。もともと放課後子ども教室を目指していたのは、全ての子供の放課後の安全、安心な居場所づくりだったはずです。そして、全ての子供の居場所に1番必要なのは、無料または低額な利用料です。本市のアフタースクール事業は、保育と習い事により請願者の求めた全ての子供の居場所からかけ離れています。制度設計を見直すことを要望します。

次に、香害と化学物質過敏症について伺います。資料お願いします。柔軟剤等の香りによる健康被害について国民生活センターへの相談が増えるなど、かねてより問題になっていました。特に近年子供が学校へ通えなくなるなどの深刻な相談が増えたため、香害をなくす議員の会等が中心になり、子どもの香害及び環境過敏症状に関する実態調査が行われました。8月に公表された中間報告では、小中学生の10.1%が香害による体調不良ありと回答していることが明らかになりました。また、年齢が上がるにつれてその割合は増える傾向にあります。次お願いします。このような状況を重く見て、配慮が必要な子供を把握し、支援していくとする自治体が増えています。船橋市では、現在香りへの配慮が必要かどうかの項目を健康調査票に追加し、不登校の子供や保護者へのアンケートでも匂いについて聞いています。掲示終わります。本市でも配慮が必要な子供を把握し、支援を行う必要があるのではないかでしょうか。以上で1問と

します。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 初めに、私の政治姿勢に関する御質問のうち市民の声、現場の声が届く市政に関する御質問についてお答えをいたします。私が2期目に当たり市民の皆様の声に耳を傾け、丁寧で開かれた市政を進めると申し上げたのは、市民の皆様の思いを的確に受け止め、それを市政運営につなげていくことが重要であるとの認識からでございます。また、同時にこうした姿勢は私だけではなく、市職員も共有し、日々の業務の中で実践していかなければなりません。そのため、本市では市民の皆様との対話を確かなものとするために、広聴活動はもちろんのこと、各部門計画策定の際に市民や関係者の意見等を反映させるためのワークショップの開催や計画案に関する意見を公募するパブリックコメントを実施しております。一例を申し上げますと、総合計画に位置づけられた主要施策の効果を確認するため、2年に1度まちづくり推進のための調査を実施しております。また、今年度策定予定の第六次総合計画の実行計画では、進捗管理に必要な市民へのアンケート調査を行い、点検、評価への活用を予定しているところです。今後も丁寧で開かれた市政の実現に向け、職員一人一人が市民の皆様に寄り添い、その声に耳を傾けながら、多くの市民にとって市民福祉の増進を図ることができる取組を積極的に進めてまいります。次に、（仮称）柏市こども計画についてお答えをいたします。現在策定中の（仮称）柏市こども計画は、こども基本法の趣旨を踏まえ、計画の始期が本年4月の第3期柏市子ども・子育て支援事業計画、第2期柏市子どもの貧困対策推進計画、第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画など、複数の個別計画を（仮称）柏市こども計画に包含し、柏市の総合計画である柏市第六次総合計画を上位計画として位置づけ、保健、福祉、教育等の計画と連携を図りながら、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会であるこどもまんなか社会の実現を目指し、子供、若者、子育て当事者などに対する施策について、より一層様々な分野の関係機関、団体が有機的に連携し、切れ目ない支援を提供するための総合的な計画となることを目的としております。これまで子育てに関する支援については、一定の取組を積み重ねてまいりましたが、今後は子育て支援政策に加え、子供政策についてもこども計画に位置づけ、取り組んでまいります。議員御指摘のこども基本法の basic concept の計画への反映については、計画の中に適切に位置づけるなど、皆様に分かりやすい計画となるよう子ども・子育て会議で御議論賜りたいと考えております。最後に、策定スケジュールについては、来年1月の実施予定のこども家庭庁と共同で行う意見聴取等、子供、若者の意見が反映できるよう計画策定に係る全体のスケジュールの再構築を行うとともに、子ども・子育て会議において十分に御審議をいただき、こども基本法の基本理念、こども大綱の考え方、そして当事者の声を適切に反映した計画の策定並びに子供施策の推進について着実に進めてまいります。次に、柏市こども・若者相談センターと社会的養護に関する御質問についてお答えをいたします。児童相談所機能を含む（仮称）柏市こども・若者相談センターの開設に向けては、現在千葉県と事務引継ぎ等に関し、各種業務の懸案事項等について協議、調整を行っているところです。里親養育支援事業や社会的養護自立支援拠点事業につきましても柏市が児童相談所業務を担うに当たり、千葉県の事業とは別に市独自にて実施する事業であるため、本定例会において令和8年度からの業務開始に向けた委託費の債務負担行為の設定について補正予算に計上したものであります。御質問の民間委託とのすみ分けについてでございますが、児

童相談所は子供の一時保護や施設措置などの強い権限を行使する機関であるため、虐待等に係る子供や保護者への対応は基本的には職員が実施する予定です。一方、民間委託については、里親養育支援事業、社会的養護自立支援拠点事業のように児童相談所にて一定の援助方針を立てた後の自立に向けた日常的な相談や支援などを担っていく事業のほか、全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル189、いち早くなどの一時的な夜間対応等について民間委託の活用を検討しているところでございます。また、議員御指摘のとおり、このような事業の担い手となる事業者は全国的に多くはなく、事業者においても人材確保が課題であると聞いております。このため、本市では事業者側の人材の確保、育成をはじめとした準備期間も考慮し、円滑な事業実施ができるよう調整をしているところです。これまで本市では児童相談所から事業を受託している事業者へのヒアリング等を繰り返し実施してきたほか、里親支援事業を民間に委託している自治体に職員を派遣するなど、事業者との連携方法等について学んでまいりました。いずれにいたしましても、千葉県の社会的養育の課題や本市の複合施設となる新しいセンターの特徴等を踏まえた事業の在り方や事業者との連携方法について、引き続き協議、調整を図ってまいります。次に、公立図書館の在り方に関する御質問にお答えをいたします。新たな中央図書館像を描くに当たっては、まず先進事例から学ぶことを考え、山田議員への御答弁でも申し上げましたとおり、石川県立図書館を実際に見てまいり、職員の方ともお話をさせていただきました。当該図書館は、建物空間のすばらしさだけではなく、議員御指摘のとおり、知的好奇心がかき立てられ、多くの本と会える機会が司書職員の専門性や工夫によって創出されていると感じました。現在石川県立図書館をはじめ、図書館の先進事例を視察して情報を集めている段階ではございますが、新たな中央図書館につきましては本の貸出しにとどまらず、人が集まり、学び、交流し、新たなアイデアや活動が生まれる拠点としての図書館を実現できるよう運営体制についても検討を行ってまいります。また、司書職採用について、図書館で働く司書は単に本を整理するだけではなく、図書館に集積される情報の管理、利用者が求めるものを酌み取り、適切な資料を提供する等、専門的かつ経験の積み重ねが必要な職だと認識しております。引き続き、運営体制とともに採用の在り方についても調査研究を行ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部理事。

〔都市部理事 沢 吉行君登壇〕

○都市部理事（沢 吉行君） 私からは、まちづくりについての老朽建築物と防災空地についてお答えします。本市では、平成30年度に柏市防災アセスメント調査を実施しており、直下地震などの大災害を想定して、コミュニティ区域ごとに建物が火災で焼失する焼失率を想定しています。これを見てみると、主に本市の南部地域などで昭和40年代から50年代にかけて開発された住宅地において焼失率が高い傾向があります。このような中で、柏市では災害時の被害を抑えるため、地震に強いまちづくりを目指して木造住宅耐震診断費補助や耐震改修費補助、感震ブレーカー設置補助などを行っています。また、適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法や柏市空家等適正管理条例に基づき、適切に維持管理するよう所有者や管理者に指導、助言を行って改善を図っているところです。議員から御案内がありました世田谷区及び神戸市の事例につきましては、密集市街地の改善に向けて昭和56年の新耐震基準改正以前に建築された建物の除却や建て替えを対象に補助し、建物の不燃化を推進し、火災による延焼を防止

するための制度となっています。どちらも国の補助を活用した制度となっており、世田谷区では東京都の負担もあるとのことでした。本市におきましても老朽建物の除却を推進することは、火災時の延焼の防止や建物倒壊を防いで避難経路を確保するなどの観点から、防災性の高いまちづくりに有効であると考えておりますので、先進都市の事例やその効果などを踏まえながら、どのような制度が効果的なのか検討してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、環境政策に関する御質問についてお答えいたします。本市における家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、約3割から4割程度と多く、市といたしましても生ごみの減量等の推進は、さらなる循環型社会の形成に向けての大きなテーマの一つと捉えております。処理の基盤となるごみ処理施設については、現在北部クリーンセンターにおいて長寿命化工事を実施しておりますが、その後については今後の人団減少をはじめとした様々な長期的な視点の下で改修や再整備等を検討していくこととしており、柏市一般廃棄物処理基本計画においてその旨を位置づけているところでございます。また、併せて生ごみを活用したメタン発酵発電など、新たなエネルギー施設の併設を検討することについても同計画に位置づけており、先進事例等の情報収集に努めているところです。今回議員から御紹介のありました豊橋市を含め他市の事例を調査研究している中では、新たなエネルギー施設の建設に関わるコストやエネルギーとして活用した後の残渣の処理方法のほか、収集を生ごみとその他の可燃ごみとで別々に行う場合の収集に関わる人員の確保、そして当然のことながらごみ出しを行う市民や各集積所が置かれる地域の理解、協力が必要となるため、これら課題について十分かつ慎重な検討が求められるものと考えております。いずれにしましても、さらなる循環型社会の形成に向けて、御紹介いただいた豊橋市の事例を含め、様々な先進事例や新たな技術開発の情報を収集し、市民への影響やコストなど、様々な観点から本市にふさわしい処理の在り方について引き続き調査、検討を進めてまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、教育政策に関する御質問にお答えいたします。小規模特認校制度は、平成9年1月に文部科学省から出された通学区域制度の弾力的運用についての通知を基に導入された学校選択制の一つであり、特に児童生徒数の減少により存続が危ぶまれる学校において特色のある学校運営を進める場合に、自治体全域からの就学を認める制度として主に過疎化が進む自治体を中心に広がってきたものでございます。本市では、現在市内63校の小中学校のうち手賀東小学校でこの制度を導入しておりますが、これは手賀東小学校区において児童数の著しい減少が進み、1学年1学級の編制が困難となるいわゆる複式学級が顕著になったことを受け、地域の学校関係者で構成された学校適正配置手賀地域協議会からの御提案を基に、児童数の増加による学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指して平成25年から運用してきたものです。市教育委員会では、現時点でこの制度の今後の方向性について具体的な方針は定めておりませんが、制度開始から一定期間が経過し、成果や課題も見えてきていることから、今後の在り方について検討を深めていく時期に来ていると認識しております。議員御指摘のとおり、小規模特認校制度は保護者や児童にとって就学の選択肢を広げるという点で一定のニーズがあります。一方で長期的な視点で見ると、入学希望者の確保が不安定であること、通

学に係る負担が大きくなること、友人関係が限定されやすいことといった課題もございます。また、こうした機能を持つ学校が市内の利便性のよい地域にあることを否定するものではありませんが、学区制度を基盤とし、地域コミュニティと共に発展してきた義務教育制度の枠組みの中では地域の理解を得ることが必要であります。市教育委員会といたしましては、引き続き学びの多様化学校や小規模特認校を含めた様々な学校の在り方について国の動向も注視しながら、先進自治体の事例も参考にしつつ研究を進めてまいります。そして、子供たちが安全、安心に学ぶことができる教育環境をしっかりと確保していくよう社会情勢の変化や本市が置かれている状況を総合的に見極めてまいりたいと考えております。続いて、アフタースクール事業についてお答えいたします。アフタースクール事業を始めるに当たって、子供たちの安心、安全な居場所と多様な体験の機会を提供することを目指し、先進自治体の例なども参考に事業を設計しました。最も重要な安心、安全な居場所を担保するため、学童保育の基準に準ずる手厚い人員体制としていることから、従来の放課後子ども教室よりも多くの運営費を要します。このため、利用される御家庭に一定の額を御負担いただく形としております。また、様々な体験プログラムに子供たちが自分の意思で参加できるよう、あえてプログラムごとの追加の費用はかかるないようにいたしました。現在令和8年度より開始するアフタースクール事業の利用申請を受け付けているところですが、現段階で約3,000名の申請があり、そのうち約20%の600名を超える児童がいわゆる学童保育の要件に該当しない児童であることから、新たな放課後の居場所として期待していただいているものと受け止めております。議員御指摘のとおり、行きたいときにだけ行く児童センターなどのように自由な居場所を求める方にとっては、料金の御負担があることで利用をためらわれることも懸念されますが、本事業の実施後につきましても利用者数の動向や児童、保護者アンケートなどを行うことでニーズを把握、分析するとともに、利用料金の適正性や妥当性を検証してまいります。いずれにいたしましても、初めて実施する事業でございますので、保護者、子供たちにとってよりよい事業となるよう評価、検討を続けてまいります。次に、香害と化学物質過敏症に関する御質問にお答えいたします。市内市立学校における香りや化学物質過敏症への配慮につきましては、市教育委員会としましてもその重要性とともに配慮が必要な児童生徒を把握し、保護者の理解を広げることも重要であると認識をしております。このことから、各学校と連携し、国や県からの通知等に基づき対応マニュアルやポスター等を活用し、保護者への周知を定期的に行っているところでございます。また、議員からの御指摘のありました保健調査票につきましては、柏市では保護者からの連絡事項の欄に配慮が必要な事項を具体的に記入していただくことで配慮が必要な児童生徒の把握に努めているところです。教育委員会といたしましては、引き続きこれらの取組を継続するとともに、各学校が発行する保健だより等によって保護者の理解促進につながるよう各学校の啓発活動を支援し、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、林紗絵子さん。

○16番（林 紗絵子君） それではまず、アフタースクール事業から伺います。確認します。3,000名の申請があつて、そのうちの600名くらいがいわゆる放課後子ども教室の部分の申込み、新たな申込みというふうな理解でしょうか。そうすると、20校でしたよね。1校当たり30人ということになるんじやないかと思うんですけど、いかがですか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。当初想定しておりましたのが利用者全

体の20%ぐらいが保護者の就労を理由としない、居場所を求めてということで利用される方というふうに想定しておりましたが、実際今まだ申込途中、時期の途中ではございますけれども、想定していたぐらいな申込み状況で、保護者の就労要件、A、B、Cというプランを御案内しておりますけれども、いわゆるAプランに該当する平日5時までの利用に限った御利用を希望される方が600名を超えていたる状況ということでございます。以上です。

○16番（林 紗絵子君） そうすると、高柳小学校では登録児童数が324人いたんですよ、放課後子ども教室の。1校当たり30人ぐらいになっちゃうということは、大分無料だったら申し込んだ子が申し込まなかつた、まだ分かんないですけどね、途中ですから。ということにやっぱりなり得るんじゃないかなと思うんです。なので、やはり見直しが必要かなと思っています。ただ、来年度始まる事業を今の時点で見直すというのが難しいというのは重々承知しています。ただし、居場所の考え方があれでいては今後も同じ問題が続くでしようから、あえて何回でも指摘しますし、なぜ居場所型放課後子ども教室を多くの市民が求めたのか、どのような市民が何を求めて請願を出したのかというところに立ち戻って、事業を見直し続けていただきたいと思います。アフタースクール事業を検討するに当たって、教育委員会は子供たちや保護者にニーズ調査ってしていますか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。当時実際まだこども部にあった、教育委員会にアフタースクール課ができる前の段階で調査をしていたかと思います。教育委員会としては、放課後子ども教室、高柳小学校で実施しておりましたので、高柳小学校の放課後子ども教室を利用されている保護者の方に利用について例えば将来有料化されたらとか、どんな事業内容だったらいいかというような内容でアンケート調査はさせていただいております。以上です。

○16番（林 紗絵子君） 前に担当課に伺ったことがあるんですけど、どれぐらいの保護者が共働きで働いているかとか、フルタイムじゃなくて働いている保護者がどれぐらいいて、子供がどれぐらい1人でいるのかとか、あまりそういうことを把握していらっしゃらないような気がしたんですね。なので、こういうニーズ調査というのはきめ細やかにやっていただきたいと思います。今後事業開始後もずっと利用している子供と保護者はもちろん、利用しない選択をしている子供と保護者にちゃんと放課後の居場所づくりについてニーズ調査をしてほしいと思っています。それでは、香害の問題について伺います。本市の小学校でも実際にはかの子供の柔軟剤等の香りにより頭痛や目まいの症状が出るため不登校ぎみになったというお子さんがいました。学校に行くときも給食は保健室で食べているそうです。学校では、給食の白衣を個人使用にするなどの配慮をしているようなんですが、このような事例というのはどれぐらい教育委員会に共有されているんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。香料ですか化学物質等による過敏症の人数ということで、保健調査票に御記入をいただいている人数が保護者1名を含め21名というふうに把握しております。以上でございます。

○16番（林 紗絵子君） その保健調査票の多分その他の配慮が必要なところの部分に書いてくださったんですよね。保健調査票の項目に入れてほしいというのは、その項目があること、それだけで啓発につながるというか、これ書いてもいいんだって思えることがすごく重要なんです。私に相談いただいた方も自分の子だけが過敏だと思い込んでいて、周りの保護者にはとても相談できないと言っていましたので、啓発、周知のところをお願いしたいと思います。家

庭で使う香りつきの洗剤とか柔軟剤を控えてもらうようにしなければ根本的な解決には至らないと思うんですね。だから、保護者への呼びかけというのをしてほしいんですけど、実施していただけるんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。今把握している実態に加えましてもう少し分析を進めながら、また国や他の自治体の動向なども注視しながら検討していきたいなと考えております。以上でございます。

○16番（林 紗絵子君） それでは、ぜひ先ほど示しました子どもの香害及び環境過敏症状に関する実態調査、柏市教育委員会でもぜひ協力してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。その点も含めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○16番（林 紗絵子君） 本市の実態把握という意味でも重要ですし、本市の調査が他市の政策にもつながるという部分でも重大なことだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、生ごみ分別回収について伺います。全国で生ごみの分別回収に取り組んでいる自治体どれぐらいあるか調査していますか。

○環境部長（後藤義明君） お答えします。現時点ではまだ調査しておりません。

○16番（林 紗絵子君） 2022年に環境省が行った食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査の報告書によると、アンケートに回答した1,663の自治体のうち174自治体、割合でいうと10.5%が市区町村の全域で家庭から排出される食品廃棄物をほかの可燃ごみ等と分別して収集しているそうです。思ったより多いなという印象なんですが、ただやはり圧倒的多数、155の自治体が5万人未満の小さな自治体で、本市の参考にするのは若干難しいかなと思いました。ただ、人口10万人以上の自治体でも7自治体が実施していて、私が豊橋市に注目したのも人口規模が36万人の中核市だからです。規模の近い自治体の事例は参考になるのではないかと思いますが、視察など行ってはいかがでしょうか。

○環境部長（後藤義明君） お答えします。今議員さんから御紹介ありましたように、実施している自治体はかなり小さい自治体が多かったのは私も把握しているところでございます。今豊橋の事例につきましては私どもも把握しているところでございます。近日中に今年、来年のうちに一度は見ていこうかという状況で考えております。

○16番（林 紗絵子君） ありがとうございます。豊橋市のバイオマスの発酵槽というのは世界最大規模だそうです。バイオガス発電で生み出される電力、年間約680万キロワットアワー、一連の取組を通じて生ごみや汚泥の処理費用を3億円削減しているということでした。さらに、年間3億円の売電収入を得ていると報道されていて、これがただ単純に合わせれば経済効果は6億円ということです。ただ、以前担当課の職員からバイオマス発電やっている自治体に視察も行っているけれど、施設の不具合で稼働が止まったりと問題も多いと聞いています。なので、豊橋市のバイオマス利活用センターに聞いたところ、2017年に稼働が始まってから一回も事故などで稼働停止したことはなく、順調にメタン発酵処理と発電ができているというお話をしたので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それでは、公立図書館について伺います。私、市長が視察された3つの図書館の職員配置調べていただきました。いずれも司書は本市より多く配置されているなといった印象です。もちろん規模が違ったりとかするんですけど。石川県も茨木市も岐阜市も、毎年ではないにしろ正職員の司書採用を実施しているようなインターネットの広告なんかが見受けられました。こ

のような司書採用というところについて、教育長、生涯学習部長、どのようにお考えでしょうか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。図書館といたしましても司書で採用された職員が今、先ほど御紹介いただいたとおり、1名のみとなっておりまして、今後新しい図書館を整備していくとなりますと、建物だけでなく中身をどう運営して、どのような質を保っていくかというところが非常に重要になると思いますので、人材についてもしっかりと体制を整えていく必要があると考えております。今現在できることといたしまして、図書館の職員の心得や具体的な取組などをまとめる図書館人材育成方針を策定をしたいと考えております。今年度その基本的な骨子について既に検討を着手しているところでございます。以上です。

○16番（林 紗絵子君） よろしくお願ひします。先ほど示したように本市の図書館で働く会計年度任用職員の中にも司書資格を持つ方がかなりいます。先日矢澤議員も少し触れていましたけれど、近隣の自治体で正職員の司書採用試験があると、本市の会計年度任用職員の中から図書館で司書として働き続けたい方がその狭き門に挑戦するそうです。本市が司書を専門職として大切にしていないと、優秀で熱意がある司書ほど他市に流出してしまうという状況になっているのではないかと思いますので、この点よろしくお願ひいたします。それと、市長が政策として中央図書館の建て替えに触れたことについては、私はとてもうれしく思いました。しかし、同時に少し怖いなと思ったのが今後民間資金を入れたり、コストを削減したりするためにPFIや指定管理者制度の導入を検討されるのではないかなどちょっとと思ったことです。これまでの答弁を聞いている限り、今のところまだそんな具体的な建て替え手法にまで検討するようなことはないと思っていますけれど、先に指摘しておきます。設計や施工、施設の維持管理といったところは置いておいて、私は少なくとも図書館の運営については民営化はなじまないと考えます。日本図書館協会の資料によると、全国に指定管理者制度などを導入した図書館一定数ありますけれど、一方で数多くの問題が指摘され、直営に戻した図書館が少なくとも23館あります。有名なのが下関市立中央図書館ですけれど、全国に先駆けて2010年に指定管理者制度を導入して、僅か5年で直営に戻しています。直営に戻した図書館という事例について、生涯学習部長、何かお調べになっていますか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 今、今後運営体制を検討していく中で様々な情報を集めているところでございます。今の担当の図書館のほうで情報収集しておりますので、ある程度まとまりたところで私自身が報告を受けることとなりますけれども、民間が運営するよさ、あるいは直営で運営するよさ、それぞれあるかと思いますので、メリット、デメリットをしっかりと検討してまいります。

○16番（林 紗絵子君） 下関では、委託事業者が運営の効率化や経費削減を優先させて、専門知識を持つ職員を十分に配置しなかった。最小限の人数で現場を回すためにレファレンスや企画展示などがないがしろにされたり、市民サービスが低下していった。また、十分に職員を配置しないことから働く環境が悪くなり、職員が辞めてしまう。そうして図書館として長年蓄積してきた郷土の歴史や文化の資料などについての知識が断絶した。学校図書館との連携や生涯学習の拠点としての取組が不十分、指定管理者制度のときのほうが直営のときよりコストがかかったなど、調べると様々な問題が指摘されていますので、ぜひ調べていただきたいと思います。公立図書館は、住民全ての生涯にわたる学びを支え、芸術や地域文化を広げていく教育機関です。継続性、安定性、公平性が求められる運営に民営化はなじまないと考えますので、

直営での運営をお願いいたします。

それでは、柏市こども計画について伺います。こども家庭庁との共催で1月に中高生以上の子供の意見を聞く事業を行って、そこで出た意見を踏まえて完成版を目指すというお話をありました。1回若者の意見聴取をしたくらいでは不十分だと私は思います。素案に関しては、部長自身も章立てと枠組みを示したもので、まだこれからつくるんだというようなことをおっしゃっていましたが、こども計画の形をなしていない、章立ても枠組みも中の文章も計画の方向性も全てが稚拙な状態だと私は感じています。そもそもなぜこのような拙速な進め方をしたんでしょうか。

○こども部長（依田森一君） 10月27日に子ども・子育て会議におきまして素案のほうお示しさせていただいたところですが、こちらは会議の委員改選の時期の都合上、骨子案に近いもの、先ほども枠組みということで申し上げましたが、具体的な内容を盛り込む前段階のものとして、計画全体の構成や方向性を共有するために委員にお示しさせていただいたものとなります。結果的に委員の皆様方に対しまして十分意図が伝わらず、混乱や不安を招いてしまっていることにつきましては大変申し訳なく思っております。今後府内関係部署との協議を図りまして必要な検討を重ねて、中身を充実させた案として改めてお示ししたいと考えています。また、次回会議につきましては、議員もお示ししたようにこども基本法、子どもの権利条約、こども大綱等しっかり記載してまいりたいと考えております。以上です。

○16番（林 紗絵子君） 出したもののが骨子案なのであれば、その後の会議がたくさん設定されないとおかしいわけですよ。担当課に聞いたところ、昨年度新たに創設されたこども・子育て事業債を本市では来年度に設置予定の柏市こども・若者相談センターの遊具など、周辺整備に充てたいとのことでした。こども・子育て事業債は有利な起債と言われています。こども計画を策定した自治体しか利用できません。確認します。本市の子供政策を総括する総合計画として策定すべき重要なこども計画が今年度拙速にずさんな進め方で策定されようとしているのは、来年度こども・若者相談センターの周辺整備に子育て事業債を充てたいから、このような理解でよろしいでしょうか。

○こども部長（依田森一君） 事業債につきましては、今こども家庭庁のほうに確認をしております。先日も福元議員の御質問にもお答えしましたが、スケジュール調整を今後していくんですけども、なかなかちょっと年度内の策定は難しいのかなと今の段階では考えているところです。ですので、その辺を踏まえまして今後検討していきたいと考えております。以上です。

○16番（林 紗絵子君） 今年度のスケジュールが無理って当たり前なんですよ。あくまで柏市こども・若者相談センターの周辺整備に子育て事業債を充てることが可能な範囲内でスケジュールの変更をするつもりじゃないかというのを恐れているんですけど、いかがですか。

○こども部長（依田森一君） 今現在はそのようなことは考えておりません。以上です。

○16番（林 紗絵子君） どっちですか。どっちですか、今。再確認お願いします。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。この計画策定、事業債を使うために早期にこども計画を策定するということは今考えておりません。以上です。

○16番（林 紗絵子君） 私は、来年度に子育て事業債を利用することはもう早々に諦めて、柏市の子供政策の総合計画として恥ずかしくないレベルの柏市こども計画をじっくり時間をかけて、子供、若者と共に策定するべきと考えます。今のままでは、本市は財政のために子供の人権に関わる政策をないがしろにしている、そのように見えます。計画の内容については見直

しを図るということでした。こども基本法の基本理念が全て反映されるものになる。施策の方向性も基本理念に沿って体系的に示す形に修正する。これは最低ラインだと思いますが、クリアできますか。

○こども部長（依田森一君） 今現在そのように考えております。

○16番（林 紗絵子君） よろしくお願ひいたします。素案を見る限り全ての子供が年齢や発達に応じて自分の関係する事項に意見を言える機会と様々な社会活動に参加する機会が確保されることとか、全ての子供の意見が尊重され、子供の最善の利益が優先されることなどの理念をこども部の職員は理解しているんだろうかと疑問に思いました。こども家庭庁が主催する子供の意見を聞くスキルを身につけるファシリテーター養成講座の話が出て、今後このようなことをこども部でも進めていくとこの前答弁されていました。でも、これはこども計画をつくる前にやっておくべきことなんですよ。職員がもっとこの分野を学ぶ必要性を感じています。少なくともこども部の全職員がこども基本法の基本理念を理解するようにしてほしいと思います。それと、担当課にはほかの自治体のこども計画についてもしっかり研究してもらいたいと思います。私もこの間幾つかの自治体の計画見ましたけれど、例えば2001年に子どもの権利に関する条例を施行した川崎市の子どもの権利に関する行動計画、これは改訂を繰り返し、現在7次になっています。町田市の子どもマスターPLANも20年の歴史がありますので、参考になるのではないかと思います。お隣の流山市の計画もよくまとまっていますので、ぜひ参考にしてください。それと、こども基本法で子供は心身の発達の過程にあるものと定義されて、子供を年齢でくくらないことが非常に重要なんですけれど、柏市では子供を年齢によらずずっと子供の権利をちゃんと見るとか、子供の居場所づくりを年齢にかかわらずやっていくとか、そういうことをできる部署が今のところないんですね。細切れになっています、全ての事業が。このような本市の状況を市長としても何とか改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。そういう総合的に見るといった部分では確かにない部分もあるんですけど、今後こども計画策定していく中でいろいろ府内の連携会議等、体制づくりをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で林紗絵子さんの質疑並びに一般質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時11分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

---

○議長（坂巻重男君） ここで生涯学習部長より発言を求められています。生涯学習部長。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 先ほど林議員から御質問のありましたアフタースクール事業を検討するに当たり、事前に保護者などにアンケート調査を実施したかというような御質問についての答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

まず、放課後子ども教室、高柳の放課後子ども教室の保護者向けのアンケートを今年度実施というふうに申し上げましたが、そちらは昨年度の実施であります。また、アフタースクール

事業を実施するに当たりまして、市内小学校全保護者を対象に今年の4月にアンケート調査を実施しております。記憶が混同いたしまして大変失礼いたしました。正しくは今年4月に保護者アンケートを実施しております。以上でございます。

---

○議長（坂巻重男君） 次の発言者、平野光一さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔13番 平野光一君登壇〕

○13番（平野光一君） 日本共産党の平野光一です。最後の質問者となりました。既に議論されたテーマも多く、通告の一部を割愛して質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。施政方針を含め、市長の2期目就任前後に言及されたことのうち幾つかを取り上げ、具体的なお考えをお聞きいたします。初めに、半世紀に1度の大事業と市長がおっしゃっている柏駅前の再整備についてです。私は、壊さずに再生するという選択肢もあると考えて、これまで質問で取り上げてきました。質問の1点目、市長は全てを壊して建て替えるスクラップ・アンド・ビルトが50年ごとに必要だと考えているのでしょうか。2点目、そうした再整備の手法は、国連の持続可能な開発目標、SDGsに逆行するのではないのでしょうか。改めて市長にお聞きいたします。3点目、東口の2つのビルの地権者を対象に副市長も参加する勉強会が行われているとのことです、連鎖的な建て替えについて合意はできていなかったということでしょうか。具体的な計画、事業費、スケジュールが示されるのはいつになるのでしょうか、お答えください。次に、市長が打ち出した中核市にふさわしい中央図書館についてです。先ほどの林紗絵子議員の質問と重なりますが、よろしくお願ひいたします。まず、中核市にふさわしいとはどういう意味なのか、市長に簡潔にお示しいただきたいと思います。2点目、現在の中央図書館ができる以降、過去に何回中央図書館建て替えの計画が示されたでしょうか。それはなぜ実現しなかったとお考えでしょうか、認識をお示しください。3点目、図書館と指定管理者制度、あるいはPF1の問題についてお聞きします。図書館の利用は無料が原則です。図書館法には、公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと明記されています。図書館の運営には継続性、安定性、公平性が求められています。しかし、国は、これまでこうした性格を持つ図書館にさえ、指定管理者制度の導入という形で営利を目的とする民間の参入を推奨をしてきました。それがブームのようになった時期もありました。しかし、指定管理者制度では指定の期間が短く、場合によっては3年から5年で別の事業者に替わる可能性もあり、職員の雇用も不安定となります。こうしたことから、日本図書館協会の調べでは、全国二十数か所の図書館が一旦指定管理者制度を採用したけれども、その後直営に戻されています。図書館に指定管理者制度はなじまないと考えます。先ほどの答弁もはつきりした答弁ではございませんでしたので、はつきりとこの点を確認したいと思います。直営を貫くべきだと思いますが、いかがでしょうか。次に、もっともっと特別なまちにという市民への市長の呼びかけの真意がどこにあるのかお聞きいたします。市長は、現在の柏市が特別なまちだとお考えなのでしょうか。どこが特別なのでしょうか、お答えください。言うまでもなく、地方自治体の主人公は住民です。地方自治法は、自治体の役割の第1に住民福祉の増進を掲げています。柏市第六次総合計画でも柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちを掲げています。それは特別なまちではなくて、あるべき地方自治体の普通の姿だと思います。柏市民は、周辺のまちで実現していることや全国のまちで制度の導入が進んでいることは、柏市でもすぐに実現する普通のまちを願っているのではないのでしょうか。例えば交通が不便な地域にコミュ

ニティバスを走らせる、図書館だけでなく地域に根差した博物館や美術館があるまち、県内20の自治体で実現している学校給食の完全無償化、県内16の自治体に広がってきた加齢性難聴者への補聴器購入費助成、鎌ヶ谷市がすぐに実現したP F A S汚染地域での血液検査への補助、急速に広がっている民間フリースクールと保護者への経済的な支援、こうしたことの幾つかは今議会でも取り上げられましたけれども、現時点での柏市当局の回答はノーです。こうした市民要求が当たり前に実現する普通のまちになる必要があると考えますが、いかがでしょうか。続いて、居心地のよい公園プロジェクトについてお聞きします。先日若狭議員が公園のトイレについて大変立派な質問をされたと思います。居心地のよい公園について市長は改善の対象に当然トイレも入っています、優先度は高いです、こういうふうに答えました。このやり取りも踏まえて、市長が考える居心地のよい公園とはどのような公園か、簡潔にお示しください。この問題での2点目、柏市はそもそもトイレのある公園が少ないという問題です。これまでも要求してきましたけれども、居心地のよい公園プロジェクトではトイレの設置された公園を増やすのでしょうか。トイレ設置についての柏市の基準についても改めてお示しください。3点目、公園の管理運営を営利企業に委ねて公園をもうけの場にするP a r k—P P P、公園の民営化といいますか、に踏み出す自治体もあります。柏市でも検討されているのかどうか、お答えください。次に、原発再稼働の問題です。新潟県知事、北海道知事などが地元の原発の再稼働容認を表明しています。太田市長も3月の議会で東海第二原発の再稼働については、私個人の思いとしては再稼働しないほうが望ましいという思いがありますけれども、昨今のデジタル技術の進歩など電力需要の高まりなどを経て、やっぱり現実的に対応していかなければいけないこともあるかというふうに思っておりますと明らかに東海第二原発の再稼働を容認したと受け取れる答弁をしました。しかし、私の立場は変わっていないと言うばかりで、撤回も訂正もしていません。午前中の内田議員の質問にも思いは変わっていないと答えています。御自分の脱原発、再稼働反対の立場に変わりはないと言うのなら、3月議会での答弁は撤回すべきです。いかがでしょうか。(7)の公契約条例については次の機会に譲って、質問は割愛します。次に、多くの市民が待ち望んでいるコミュニティバスと公共交通の高齢者運賃割引制度、シルバーパスについてです。今回の市長の公約には公共交通ネットワークの拡充がありますが、ここには前回4年前の公約であるコミュニティバス、シルバーパスの実現が含まれているのでしょうか。実証実験を行っているシルバーパスの全市的な実施はいつからなのか、お答えください。

教育行政について質問します。まず、不登校の問題です。校内フリースクールの拡大方針の表明もあって、今議会では6人が質問通告しました。資料掲示をお願いします。この資料、左下の小中学生の不登校の人数と割合のグラフは、矢澤議員も6月議会の質問で使ったものです。赤い矢印を4か所に追加しました。これは、国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告です。1回目は1998年、2回目2004年、3回目2010年、4、5回目2019年です。4回目と5回目の勧告が一緒になったのは、日本政府の国連への報告書の提出が遅れたためです。囲みの文章は、2010年の3回目の勧告から引用しました。読みます。過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討すること。ここで言っている否定的な結果というもの、それから2番目の囲みに書かれています、右の囲み。教育制度が高度に競争主義的で、いじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺につながることを懸念する。3つ目、前回勧告の大部分が十全に実施されていないか、全く対応されていない。これは3回目の勧告から引用していますけれども、98年の1回目から同

様のことが言われています。過度に競争主義的な教育が学校嫌いの子供を増やしている、こういうことは1回目から指摘され続けてきましたが、日本政府、文科省はそれを真剣に受け止めた対応をしてこなかった、あるいは無視してきたということです。必要な対策は、大きく言って2つではないでしょうか。不登校の原因を取り除くこと、そして目の前の困難と不安への支援です。これほどたくさんの子供たちが登校できなくなって苦しんでいるのですから、現場の教育委員会として、政府、文科省に対して不登校の原因を取り除くために積極的に意見を上げるべきです。忙し過ぎる学校を生み出した学習指導要領を見直しして授業時数を減らすこと、点数を競わせる全国学力テストを中止すること、教員定数を抜本的に増やすことなど、言わなければいけないことはたくさんあるはずです。いかがでしょうか、お答えください。2点目、民間のフリースクールとそれを利用している保護者への経済的支援を求める。今議会の答弁では、必要性は認識していると言ひながら、実現するとは言ひません。なぜでしょうか。不登校は子供の命の問題です。必要なことは全て直ちにやるべきです。お答えください。資料掲示、カメラ切り替えてください。次に、過大規模の義務教育学校の問題点です。過大規模校は子供たちにとってよくないということを主張し、計画の撤回を求めてきました。これは、大規模義務教育学校に反対している人たちの特別な考えではなくて、一昨年9月の太田市長による計画の表明前に各地の義務教育学校を視察した教育委員会の皆さんに行く先々で聞かされてきたことだったはずです。大規模校は一人一人に目が行き届かなくなる。大規模校は課題が多い。視察報告書のほとんどにそのように書き込まれていました。この出発点に戻って計画の撤回、あるいは見直しが必要ですか。教育長のお考えを改めてお示しください。2点目は、国の補助金の問題です。学校建設の補助金は、工事費の2分の1と言われてきました。しかし、計画されている義務教育学校の場合、物価高騰や労務費の上昇が影響して工事費が約90億円まで膨らんでいますが、国からの補助金は工事費の1割ほどしか出ないとされています。国の補助金がなぜそんなに少ないのか。それは最初から分かっていたのか、お答えください。(2)の学校給食無償化の課題は割愛いたします。

最後に、上下水道行政について質問いたします。8月に柏市ウォーターPPP(管理更新一体マネジメント)事業実施方針案が公表されました。政府は、上水道、下水道の民営化を推し進めようとしています。そうした中で、柏市でもその検討が行われてきました。上水道も下水道ももうけを追求する営利企業に任せてしまつていいはずがありません。柏市は、上下水道の公共性と市の責任についてどう考えているのか、認識をお示しください。質問の2点目、今回のウォーターPPP事業実施方針案で柏市の上下水道の運営、維持、管理をどうしようとしているのでしょうか。それは民営化とどう違うのか、お答えください。以上で第1問を終わります。

○議長(坂巻重男君) ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長(太田和美君) 初めに、半世紀に1度の大事業に関する御質問についてお答えをいたします。柏駅周辺は、本市の顔として交流人口の拡大や経済活動の活性化を図るべき中心地であり、東葛圏域の中核として県域や社会を先導するまちであり続けるためには魅力ある都市空間を形成していく必要があると考えております。しかしながら、柏駅東口においては、市街地再開発事業等による駅前整備から半世紀が経過し、建物の老朽化や交通広場の使いづらさなどの課題を抱えており、このため柏駅東口未来ビジョンを作成し、柏駅東口の駅前再整備を50年

ぶりのまちの大改造として、市による旧そごう柏店本館の土地取得を契機に未来へ向けてまち全体が大きく動き出している状況です。こうした中、昨年実施した柏駅前空間に関するアンケートにおいて、市民をはじめ多くの方々から1万件を超える声が集まつたことは、まさに柏駅前の再整備を積極的に進めるべきとする市民の方がいかに多いかということのあかしであり、柏駅周辺のまちづくりに取り組む重要性を改めて認識したところです。そして、何よりアンケートを通じて、多くの方々が柏駅東口の再整備を通して夢と誇りのあるまちづくりをしてほしいという柏のシビックプライドを高めることへの期待の言葉を届けていただいたことで、私としてもこれら市民の皆様の大きな期待にしっかりと応えることの責任を感じております。引き続き、柏駅前が将来においても市民や来街者の皆様に誇りと親しみを感じてもらえる場所であり続けるよう人々を引きつける魅力にあふれたまちの実現を目指し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。次に、中央図書館に関する御質問についてお答えをいたします。既に本会議において御答弁申し上げておりますが、新たな中央図書館につきましては、本の貸出しにとどまらず、人が集まり、学び、交流し、新たなアイデアや活動が生まれる拠点となることを目指そうとしております。そして、このことをを目指す上では本市の人口規模やまちのポテンシャル、多様なニーズといったことなどを十分に意識して、中核市である本市にとってふさわしい図書館像を描いてまいりたいと考えております。立地、面積、座席数や蔵書数、備える機能など今後いろいろと御議論いただく場面が多くあることだと思いますが、いずれにしましても市民の皆様の声に耳を傾け、多くの市民の皆様に愛され、御利用いただける図書館となるよう取り組んでまいります。次に、特別なまちに関する御質問についてです。今年度からスタートした第六次総合計画において、本市の将来の姿として柏に関わる一人一人が思いを実現できるまちを掲げ、本市に暮らす人や働く人など幅広い年代や様々な背景、目的を持つ方々がそれぞれの思いを実現するきっかけを得られるまちを目指すこととしております。そこで、ここで述べた特別なまちとは、地域やコミュニティに対する誇りや愛着を持つこと、いわゆるシビックプライドが高いことでございます。シビックプライドの醸成のためには、地域の歴史、文化、自然環境、社会インフラ、スポーツイベントや地域のお祭りなどを通じた市民住民の結びつきなど、様々なものが関わっております。そこで、本市においては、柏レイソルをはじめとする多くのプロスポーツが本市をホームタウンとして活動していることや東葛圏域を代表する商業のまち、また最先端の学術研究が進む北部地域、豊かな自然を有し、観光拠点を担う東部地域など、市民の皆様が本市に対して誇りや愛着を抱くきっかけが多く存在しております。これまで市民の皆様との交流では、市民のシビックプライドの高さを肌で感じており、私は本市が特別なまちであると認識しております。第六次総合計画の重点テーマで掲げる人々を引きつけるコアとなるまちを目指し、地域の個性をさらに磨き、より多くの市民の皆様が特別なまちと感じていただけるよう創造的で居心地のよい個性が輝くまちを目指し、地域と協力しながら施策に取り組んでまいります。居心地のよい公園プロジェクトに関する御質問についてお答えをいたします。市内には約700か所の公園がありますが、その中で老朽化したトイレやさびてしまったフェンス、座ることをためらうような汚れたベンチを目にし、このままでは地域のイメージ低下にもつながってしまうと感じてきたところです。それらがきれいになることで、毎日がもっと心地よく過ごせるのではないかという思いを持って、このプロジェクトをスタートさせることいたしました。今回のプロジェクトでは、安心、安全、くつろげる心地よさ、誰もが使いやすい、行きたくなる魅力の4つの視点から、老朽化したトイレやベンチなど手を入れなければならな

い施設を抽出し、これらを改修して元に近い状態に戻していくなど、居心地のよさを感じていただくために公園をどのようにリノベーションしていくか効果的な手法について検討を進め、市民の皆様に快適に御利用いただける公園を目指してまいります。続きまして、脱原発に対する私の考え方についてでございます。これまで繰り返し答弁してきたとおり、原発に依存しない社会を目指したいという思いは変わっておりません。次に、コミュニティバスとシルバーパスに関する御質問についてお答えいたします。現在市が主体となり、運行するコミュニティ交通は、ワニバースの市役所ルート、南部ルート、そして東部地域で運行している予約型相乗りタクシーのカシワニクルがございます。今後は、新規のコミュニティ交通の導入や既存のワニバース南部ルートの再編について、市内の移動実態や移動需要を踏まえた上で拡充に向けた検討を進めてまいります。特に新規コミュニティ交通の導入検討に際しては、持続可能性と費用対効果を十分に考慮し、より多くの方に御利用いただける地域を優先的に選定いたします。その上で新規案の採算性や実現性を総合的に評価し、具体化に向けた調整を段階的に進めてまいります。こうした取組に加え、引き続きコミュニティ交通導入の手引を活用しながら、公共交通空白不便地域ごとの日常の移動不便の解消にも取り組んでまいります。市内に点在する公共交通空白不便地域の移動課題は様々です。コミュニティ交通導入の手引は、移動に課題を抱える地域の方々がまずは市に相談していただくきっかけになるよう策定しております。具体的な検討に際しては、地域の方々のみならず、市が支援しながら交通事業者を含む3者の連携、協働の下、取り組む枠組みを示しています。今後もこの手引を活用し、地域の方々との意見交換や協議を重ねながら地域ごとの移動不便の解消に努めてまいります。次に、シルバーチケットの今後の取組についてですが、この取組は昨年7月からワニバース南部ルートでの実証実験を通じて、導入効果の検証や運用面の課題整理を進めているものです。開始1年間での検証結果といたしましては、シルバーチケット制度に伴い高齢者の外出頻度を高める効果は確認できたものの、期待していた新規利用を促す効果は限定的だったと評価しています。このため今年度も周辺地域への周知を行い、実証実験を行っているところでございますが、新規利用者数は前年よりも増加しているため、しばらく継続的に利用動向を注視してまいります。引き続き、ワニバース南部ルートでの事業効果を検証しながら、今後は市が主体となり運行するワニバース市役所ルートでの実証実験の開始についても検討してまいります。なお、民間の路線バスへのシルバーチケットの導入につきましては、今後のワニバースの効果検証はもとより、運用面での課題対応や交通事業者の意向のほか、費用対効果など様々な観点での評価を行った上で判断してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、柏駅東口再整備に関する地権者との合意について、居心地のよい公園プロジェクトについて、もっと公園にトイレが必要じゃないか。 Park—PFIを意図したものではないかとの御質問についてお答えいたします。初めに、柏駅東口再整備に関する御質問についてお答えいたします。柏駅東口駅前再整備につきましては、これまで柏駅東口地権者会合におきまして各ビルの地権者の方々との協議を重ねまして、先月7日には第11回目を開催したところでございます。これまでの地権者会合におきましては、各ビルの地権者と市が相互に情報共有を図りながら、忌憚のない意見交換を行ってまいりました。今後は、再整備に伴う各地権者の権利の取扱いや採算面の試算などを示しながら、地権者の意向を集約

していく段階に進んでまいります。柏駅東口駅前再整備に関する具体的な方向性につきましては、解体工事の完了時期を一つのめどに示すべく、引き続き市民の皆様の声に耳を傾け、各ビルの権利者や鉄道事業者との協議を進めていきたいと考えております。続きまして、公園へのトイレ設置についてでございます。公園へのトイレ設置につきましては、子供や高齢者だけでなく、多くの利用者にとって公園の利便性が高まるところから、柏市では平成9年8月に柏市都市公園トイレ設置基準を定めまして、これに沿って公園へのトイレ設置を進めてまいりました。柏市都市公園トイレ設置基準では、公共下水道の整備された区域内であること、敷地形状、地形及び公園施設の設置状況からトイレの設置が困難でないこと、公園面積がおよそ0.25ヘクタール以上であること、トイレが設置されている他の都市公園からの距離が500メートル以上離れていること、近隣センターなど公共施設からの距離が250メートル以上離れていること、近隣居住者からトイレの設置について同意が得られていることなどの設置基準を定めておりまして、これを満たす公園を対象に、公園の利用状況を踏まえながらトイレの設置を検討することとしております。なお、近隣公園や地区公園といった比較的規模が大きく、多くの利用者が利用される公園につきましては、おおむねトイレの設置が完了していることから、本プロジェクトでは老朽化した既存のトイレを快適に利用していただけるよう施設のリノベーションを計画しております。次に、Park-PFIに関する御質問についてお答えいたします。Park-PFI制度は、平成29年の都市公園法の改正によりまして民間事業者のノウハウや知見、そして資金を生かし、公園の魅力を高めていくために導入された制度でございます。具体的には、民間事業者が自社の資金で公園内にカフェなどの飲食施設を設置するなどして公園の利便性向上を図るとともに、事業者がこの施設で得た事業収益により公園施設の一部整備を併せて行うことが条件とされております。今後の公園整備に当たりましては、官民連携といった視点も必要と考えておりますので、様々な手法の可能性を検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、公園の立地状況や地域特性、利用状況などを踏まえながら、市民の皆様にとって居心地のいい場所となるよう取組を進めていきたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、教育行政に関する御質問のうち過大規模の義務教育学校の問題点についてお答えをいたします。これまでにお示しをしてきましたが、柏中学校区の義務教育学校の児童生徒数につきましては、開校予定の令和12年度には9学年の合計で約1,400人になる見込みであり、1学年当たりの学級数は4学級から5学級を想定しております。本市では、本年3月に策定した柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針において望ましい学校規模を整理しており、義務教育学校の前期課程の6年間は1学年当たり3学級から4学級、後期課程の3年間は1学年当たり4学級から6学級しております。柏中学校区における義務教育学校の規模につきましては、この基本方針で示した基準から大きく乖離するものではないと考えております。また、市内には比較的規模の大きな学校が複数ありますが、それぞれの学校では教育課程や学校運営における様々な場面で工夫を凝らし、円滑に運営しております。学校の規模が大きいのは問題とのことです、市教育委員会といたしましては児童生徒数に見合った必要十分な学校施設を整備するとともに、指導力のある教職員の確保と育成を図っていくなど、こうした取組により小中一貫教育のメリットを最大限に生かし、懸念されるようなデメ

リットを減らしていくように努めてまいいる所存です。また、これまで訪問してきた先進自治体への視察において比較的規模が大きな学校における効果として、多様な他者との関わりの中で思いやりや認め合う心など情意面の醸成が期待できること、多くの教職員が配置され、見守り、関わる中で相談できる大人が増え、安心、安全につながることなど多くの知見を得ております。今後は、こうした知見を生かしながら市内の比較的規模が大きな学校の工夫も取り入れて、9年間を見通した連続性、系統性のある支援や指導を充実させるとともに、施設一体型の効果を生かして子供たちに多様な学びの機会を提供していくことを目指してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、教育行政についての御質問のうち不登校についてお答えいたします。不登校児童生徒の増加の要因に関してですが、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調があった、不安、抑鬱の相談があった等の要因が比較的多く挙げられております。また、教育支援センターやひまわりの会などでの聞き取りの中で、先生のことでも気になることがあった、勉強が分からない、授業についていけない、友達のことで気になることがあった等の要因を把握しており、これらが複雑に絡み合っていると認識しております。これらの原因、要因を取り除くために、そして目の前の困難や不安を取り除くために、これまで市教育委員会といたしましては、多様な学びの場や安心、安全な居場所としての中学校における校内フリースクールによる支援、きぼうの園や市内4か所の教育支援センターによる支援、個に寄り添った教育相談体制の充実を図るためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等に取り組んでまいりました。今後につきましては、小学校における校内フリースクールの設置とそこに常駐できる個別支援教員の配置、校内におけるチームでの教育相談体制の整備に優先して取り組む考えでございます。また、授業時数に関しましては、次期学習指導要領を見据え、授業時数特例校の申請を4校で行っており、柔軟な教育課程に関する研究を進める計画でございます。全国学力・学習状況調査、教員の定数並びに民間フリースクールや利用する家庭への支援につきましては、国や県の動向を注視しながら、意見を国や県に届けることも含め検討していきたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

〔教育総務部長 中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、過大規模の義務教育学校の問題点に関する御質問のうち学校整備に係る国庫負担金についてお答えいたします。初めに、建設費用ですが、令和6年度当初の設計委託を発注した時点では事業費を90億円程度と見込んでおりました。しかしながら、近年の物価高騰や労務単価の上昇を鑑みますと、事業費はさらに上昇するものと見込んでおります。次に、国庫負担金についてですが、小中学校の新增築を行う際は、義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律に基づき、文部科学省からの国庫負担金等を活用して施設整備を行っており、当然この柏中学校区の義務教育学校整備事業もこの制度の対象となっております。当該負担金の算出方法を少し申し上げますと、まず児童生徒数に基づきまして必要な面積が算出されます。そこから既存の校舎などの保有面積を差し引いた面積が資格面積として補助対象となります。この資格面積に建物構造ごとに定められた1平方メートル当たり

の補助単価を掛けた金額が負担金申請における工事費となります。そして、この工事費の2分の1が国庫負担金として交付されるというものになります。そこで、この算定方法を現在設計中の柏中学校区の義務教育学校整備事業に当てはめますと、既存の柏中学校の校舎が保有面積として控除されること、また文部科学省が定める補助単価が実際の工事価格を大きく下回っていることなどから、国から交付される負担金の額は約6億円程度にとどまる見込みです。この補助割合ですけれども、昭和時代からしますと大きく目減りしており、令和3年度の田中北小学校でも同様の傾向が見られております。また、本事業について様々な検討を進める中で、令和5年度に確認した段階でも1割程度というふうに見込んでおりました。こうしたことから、市といたしましては、事業費に対して国庫負担金の額が低額であることから、9月30日に文部科学大臣に対し、補助単価及び算定方法の見直しについて要望活動を行ったところです。今後は、文部科学省以外の補助制度の活用も研究するとともに、引き続き国庫負担金制度の拡充に向けた要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 飯田晃一君登壇〕

○上下水道事業管理者（飯田晃一君） 上下水道行政について2点お答えいたします。初めに、上下水道の公共性についてございます。水道事業は、安全で良質な水道水を安定的に供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとして、国民の生命と健康を守る上でも重要な役割を担っております。また、下水道事業においても汚水を適切に処理することで生活環境の改善、害虫や悪臭の発生防止、水洗トイレの普及を通じた公衆衛生の向上に貢献していることや雨水を迅速に処理し、浸水被害からまちを守る機能も有しております。水道及び下水道の両事業はあらゆる社会、経済活動に不可欠なインフラ、ライフラインとなっております。このライフラインが停止することは、社会全体に甚大な影響を及ぼすため、両事業には極めて高い公共性があり、上下水道事業は各法律に基づき地方公共団体が主体となることが位置づけられているところでございます。また、全国的に上下水道を取り巻く環境が転換点を迎えていることが指摘されている中、経営基盤の強化を図り、安定的に事業を継続していくことが使命と考えております。次に、ウォーターPPPの検討状況についてお答えをいたします。上下水道を取り巻く環境が転換点にある中、本市においては平成30年度より下水道の維持管理において先進的な取組として、官民連携方式の一つである下水道管路の包括的民間委託を導入しております。令和10年の1月をもって現在の委託期間が終了することから、その後の維持管理の方法について検討を始めております。昨年度は、国土交通省が実施する下水道分野のウォーターPPPガイドライン策定業務において、ウォーターPPPを本市に導入した場合の可能性の検証や事業運営スキームについて検討を行っております。検討の中では、インフラ施設の老朽化や限られた予算、職員数といった背景がある中で、新たな枠組みとして上下水道事業一体での官民連携事業を模索し、予防保全の維持管理、ライフライン機能の確保、事故防止といった課題解決にウォーターPPPがどのように関わるかといった視点から検討を行ってまいりました。その結果、本市においては、民営化ではなく、管理と更新を一体マネジメントするウォーターPPPレベル3.5が最適、最良であるとの結論に至り、本年8月に実施方針案の公表を行ったところです。なお、検討の過程においては、受託者に運営権を持たせるコンセッション方式、レベル4の導入についても検討をしておりますが、施設の所有権、最終的な管理責任、使用料金の設定権などの点で本市においてはメリットがないと判断し、採用には至っておりません。

今後は実施方針案を精査し、最終案として策定をいたしまして公表するとともに、事業費を算出し、令和9年4月の募集公告、同年9月のプロポーザルの実施、令和10年1月の契約締結といったスケジュール案を基に導入に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、図書館に関する御質問にお答えいたします。まず、過去に新たな中央図書館を整備することが実現できなかった事実があるという御指摘でございますが、1回目は柏中学校敷地内に、また2回目は柏駅前D街区に整備する計画があったものの、主に社会経済情勢や費用等の面から実現に至らなかったものと承知しております。次に、新たな図書館を直営で運営すべきではないかという点についてでございますが、全国の事例を見ますと民間活力を活用するPF1で建設した図書館をはじめ、運営面にのみ民間の力を活用する指定管理者制度を導入している図書館もございます。また、本の選書は行政が行い、窓口やイベントなど利用者に対して直接サービスを行う業務を指定管理者が行うようなケースもございます。そのほかにも民間事業者を活用する様々な手法がございますが、新たな図書館像の検討と並行しながら、それを実現するためにふさわしい整備や運営の手法についても調査研究を行ってまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、平野光一さん。

○13番（平野光一君） 私は、今の図書館も、それから上下水道も公園も民間に渡してはならないというふうに思います。それでまず、水道PPPからお聞きしますけれども、今の答弁の中では今回は管理更新一体マネジメント方式レベル3.5を採用した。コンセッション方式、運営権なんかも渡すコンセッション方式も検討したけれども、今回は採用はしなかったというふうに言いました。令和10年1月から採用しようとしているこのレベル3.5の管理更新一体マネジメント方式、これ10年間というふうに想定しているんですけども、10年終わったら、令和10年からですから、あと12年後までこの方式でやられるわけですけれど、それが契約が終了した後どうするつもりでいますか。

○上下水道事業管理者（飯田晃一君） 10年後どうするかということなんですけども、このコンセッション方式について今現状においても国内で採用されているところがあまりないということ、それからこれを仮に導入したとしたときのデメリットをまだ私どももメリットも含めてよく理解をしていないというか、精査もできていないような状況なので、10年間これからありますので、その中で状況を見ながら決めていくというか、中身を知つていかなくちゃいけないなということで、今現状で10年後にどうこうできるとかというようなことについては今現状で答えは持っていない状況です。以上です。

○13番（平野光一君） 国土交通省の分科会資料というのを見ているんですけども、これ内閣府のホームページに載っていますけれど、今回柏市が採用しようとしている管理更新一体マネジメント方式、原則10年の後、公共施設等運営事業に移行することとするというのが書かれているんですね、この国土交通省の資料に。ここで言っている公共施設等運営事業というのは何かというとコンセッション方式、運営権も、それから料金の設定や徴収なんかも含めたそういうことまで全部民間に任せてしまう、このコンセッションに移行するものとするってなっているんですが、この国交省のシナリオは採用しないというふうに言い切りませんか。

○上下水道事業管理者（飯田晃一君） 今現状において私どもとしましては、このコンセッション方式の採用は取っていないということでございます。以上です。

○13番（平野光一君） 今からだと12年後ですから、管理者も理事も退職しているでしょうし、私もここにいないかもしれませんし、市長はどうされているか分かりませんが、総理大臣になっているかもしれないし、そういうことでは今回の検討ではこの民営化をしちゃいけないという結論になったわけですよ。ですから、聞いている皆さんも、これいはず議案として出てくるんでしょうから、このレベル3.5の段階でもうストップすると、今そのまま公設公営でやっていこうという選択をするのが私は議会としての責任じゃないかと思います。そうじゃないと、10年たって、12年たってこの契約がなくなったら、国交省のシナリオではもう民営化です。上下水道の民営化です。それをやっちゃならないというふうに思います。

図書館についても指定管理者制度、私は図書館にはなじまないということは、これは図書館協会も言っているんですよね。日本図書館協会も指定管理者制度はなじまないというふうに言っております。それで、公園のトイレのことなんですかけれども、これは若狭議員が立派な質問をされました。しかし、最後のところどうなったのかなと思うんですけれど、柏市の公園のトイレは1か月に1回清掃しているんですか。それで、松戸市は週に3日から5日清掃している。そして、その清掃委託費で7,000万円予算を取ってやっているということでした。柏市もそういうきれいなトイレを実現するという最後の結論だったんでしょうか。どうでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。まず、清掃につきましては、1か月12日間というか、12回清掃してございます。これ週3日で4週で12回というふうに考えていただければいいかなと思っております。公園のトイレにつきましては、やはり利用者の方が公園に求める施設としてきれいなトイレというのは非常にニーズが高い状況でございます。全体のアンケートで7割程度がきれいなトイレということを御要望されていらっしゃいますので、今後やはりそういった市民のニーズに沿ったトイレを実現していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○13番（平野光一君） これは、汚れたトイレは、トイレはあっても汚れたトイレのある公園は居心地がよくないでしょう。ですから、やはり居心地よくするためにトイレはきれいでならなきゃいけないと思うんですね。それから、子供たちにとってもお年寄りにとっても、柏市はもっと公園にトイレをというふうに私なんか今まで言ってきましたけれど、そう言うと公園のトイレじゃなくて自宅のトイレを使ってくださいみたいな言い方するわけですね。御近所の人たちが利用するような範囲内の公園は、そういうトイレは自宅を使うべきだという、そういう根強い考え方があって、先ほどの基準でいいますと0.25ヘクタール以上、これ2反5畝ですから結構広いですよ。トイレのある公園から500メートル以上離れていること、近隣センターから250メートル以上離れていること、近隣の人たちの同意が要るというわけですが、非常に厳しい基準を設けていて、松戸の公園のトイレの数と柏市のトイレの数を比較しても、きれいかどうかというのは置いておいても断然大きな違いがあるわけですよ。先ほどシビックプライドって市長言われたけれども、公園一つ取っても私は松戸のほうが優れているというふうに思います。当たり前の当然のことをやっているというふうに思います。私も東京で働いていたことがありますけれども、トイレ探そうと思えば公園に行けば大抵の公園にトイレがあります。そういうのがやっぱり都市の品格だと思うんですよね。そういう一つ一つの地道なことを着実に行政としてやっていくことが大事だと思います。それでまず、まちづくりの駅前再整備の

ことについて、ビルごとの勉強と言っているから2つのビルで勉強会やったんでしょうねけれども、副市長も参加した勉強会は何人ずつ参加しましたか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。大体毎回全部で15名前後が出席しております。以上でございます。

○13番（平野光一君） 15人というのは、2つのビルで15人という意味ですか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。各ビルの代表の方に出てきていただいておりますので、両方のビル合わせて15名でございます。以上でございます。

○13番（平野光一君） それぞれの2つのビルにどれだけ地権者がいるのかというのは、当初70人ぐらいって言っていたんですけど、一時期は50人って言ってみたり、最近は60人ぐらいと言っています。だから、120人の中の15人ぐらいがその勉強会に参加しているということですけれども、この事業、50年に1度の大事業ですけれども、全体の事業費、あるいは行政による負担額、各地権者の負担額、スケジュール、こういったことが具体的に示されないと、私は自分がもし地権者だったとき賛成か反対かって聞かれても、何も分からず状況でそういう判断できないと思うんですよね。これはいつ頃示すんですかということですけれども、何年後になるんでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。先ほども御答弁させていただいたかもしれませんけれども、今そういう地権者の方に判断いただくような条件整理をさせていただいております。それも踏まえて、今そういうの取壊し工事が進んでおりますけども、その取壊しが完了する時期を一つの目安に方向性を見いだしていけたらなというふうに考えております。以上でございます。

○13番（平野光一君） 図書館は、大変市民の要求が強い事業だと思います。先ほど部長答弁ありましたけれども、柏中学校の敷地が広いのは、そういう図書館も含めた文化複合施設を造るということで、私図面も見ましたけれども、図面もできていたんですよ。それが結局は北部開発の進展と同時に消えてしまった。今度はD街区の再開発事業ができたときに、ここ3つのフロアを図書館として柏市が買うんだと。50億から60億、そういう計画まで示されました。しかし、景気の動向と今言いましたけれども、その商業ビルというか、事業所ビルでは成り立たない、マンションビルにしなきゃというんで図書館はなくなりました。柏市の新中央図書館の計画というのは、こういう開発の中で入れ込もうという、そういう動機があって、その開発計画がうまくいかないと図書館も一緒に消えてしまうんです。そういう歴史をたどってきました。ですから、図書館を実現するというならば、市民の期待も大きいわけですから、図書館単独で建てるということが私は一番着実に進める道だというふうに思います。以上で質問を終わりります。

○議長（坂巻重男君） 以上で平野光一さんの質疑並びに一般質問を終わります。

---

○議長（坂巻重男君） 議事の都合により時間の延長をいたします。

---

○議長（坂巻重男君） このまま暫時休憩いたします。

午後 3時12分休憩

○

午後 5時55分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑並びに一般質問を終了いたし、議案第1号から第15号、第17号から第20号は、会議システム内のデータの委員会別付託案件一覧表並びに予算分割付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

議案第16号については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。

---

○議長（坂巻重男君） これより採決を行います。

---

○議長（坂巻重男君） 採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在籍しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

---

○議長（坂巻重男君） 議案第16号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり可決されました。

---

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、議案第21号から第26号までの6議案を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本6議案については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本6議案について質疑を許します。質疑は3問制で行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（坂巻重男君） 以上で質疑を終結いたし、会議システム内のデータの委員会別付託案件一覧表並びに予算分割付託表のとおり、総務市民委員会に付託いたします。



○議長（坂巻重男君）　日程第3、請願を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　今期定例会において受理いたしました請願は、会議システム内のデータの文書表のとおり各委員会に付託いたします。



○議長（坂巻重男君）　日程第4、休会に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。

明16日から18日までの3日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

---

○議長（坂巻重男君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は来る19日、定刻より開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後　5時58分散会